

令和5年 第1回定例会

宇検村議会会議録

令和5年 3月 6日開会
令和5年 3月16日閉会

定例会

宇 検 村 議 会

令和 5 年第 1 回宇検村議会定例会

令和 5 年 3 月議会

令和5年第1回宇検村議会定例会会期日程

3月6日（月）開会～3月16日（木）閉会 会期11日間

日次	月日	曜日	会議・休会・その他
第1日	3月6日	月	本会議（開会・施政方針・議案審議）
第2日	3月7日	火	一般質問
第3日	3月8日	水	予算審査特別委員会
第4日	3月9日	木	予算審査特別委員会
第5日	3月10日	金	予算審査特別委員会
第6日	3月11日	土	休会
第7日	3月12日	日	休会
第8日	3月13日	月	休会
第9日	3月14日	火	休会（中学校卒業式）
第10日	3月15日	水	現地視察・常任委員会・全員協議会
第11日	3月16日	木	本会議（議案審議・閉会）

令和 5 年第 1 回宇検村議会定例会

第 1 日

令和 5 年 3 月 6 日

令和5年第1回宇検村議会定例会会議録
令和5年3月6日（月曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣告

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 令和5年度施政方針

○日程第 6 議案第 1号 令和5年度宇検村一般会計予算について

○日程第 7 議案第 2号 令和5年度宇検村国保事業特別会計予算について

○日程第 8 議案第 3号 令和5年度宇検村国保施設事業特別会計予算について

○日程第 9 議案第 4号 令和5年度宇検村簡易水道事業特別会計予算について

○日程第 10 議案第 5号 令和5年度宇検村農業集落排水事業特別会計予算について

○日程第 11 議案第 6号 令和5年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計予算について

○日程第 12 議案第 7号 令和5年度宇検村介護保険事業特別会計予算について

○日程第 13 議案第 8号 令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算について

（以上8件一括上程 説明・委員会付託）

○日程第 14 議案第 9号 令和4年度宇検村一般会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 15 議案第 10号 令和4年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 16 議案第 11号 令和4年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 17 議案第 12号 令和4年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 18 議案第 13号 令和4年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 19 議案第 14号 宇検村個人情報保護法施行条例の制定について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 20 議案第 15号 宇検村個人情報保護審査会条例の制定について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 21 議案第 25号 工事請負変更契約について

（説明・質疑・討論・採決）

散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	倉本富夫君	2番	壽山新太郎君
3番	保池穂好君	4番	海原隆家君
5番	肥後充浩君	6番	吉永常明君
7番	喜島孝行君	8番	杉浦治俊君

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 松井学君 書記 楠田綾香君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村長	元山公知君	企画観光課長	辰島月美君
副村長	植田稔君	教育委員会事務局長	藤貴文君
教育長	村野巳代治君	建設課長	栄平四郎君
総務課長	原田俊昭君	住民税務課長	柳百々代君
保健福祉課長	保枝力人君	産業振興課長	柳栄治君
会計課長	小松洋仁君		

△ 開 会 午前9時30分

○事務局長（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまから、令和5年第1回宇検村議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、壽山新太郎君、保池穂好君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（杉浦治俊君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

会期は、本日から3月16日までの11日間と決定いたしました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（杉浦治俊君）

日程第3、諸般の報告を行います。

私の諸般の報告は、お手元にお配りしてあります報告書のとおりです。お目通しを願いたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（杉浦治俊君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。令和4年12月定例会報告後の行政報告を行います。

皆様のお手元にお配りしているとおりでありますが、主だったものを報告いたします。

12月10日、地域おこし協力隊活動報告会がやけうちの郷であり、出席いたしました。

1月4日、宇検村二十歳の成人式を元気の出る館で開催いたしました。

1月8日、宇検村消防出初式を総合体育館と陸上競技場で行いました。

1月22日、村総合体育館をメインに運動公園全域を会場として、世界自然遺産登録1周年記念シンポジウムを開催いたしました。

1月31日、第28回奄美群島漁業振興大会が奄美市であり、出席いたしました。

2月6日、第41回大島本島南部町村議会議員大会が元気の出る館で開催され、出席いたしました。

2月8日から9日、第2回行財政委員会で宮崎県新富町の視察研修に出席いたしました。

2月10日、各種総会等が鹿児島市であり、出席いたしました。

2月25日、県と5市町村主催のほこらしやあまみ音楽祭が奄美市であり、出席いたしました。

3月1日、宇検養殖株式会社取締役会が鹿児島市であり、出席いたしました。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

これで行政報告は終わりました。

△ 日程第3 施政方針

○議長（杉浦治俊君）

日程第5、令和5年度施政方針の説明を行います。

村長から発言を求められておりますので、これを許します。

○村長（元山公知君）

令和5年第1回宇検村議会定例会の開会にあたり、村政運営に関する私の基本姿勢と所信の一端を申し上げ、村議会議員並びに村民の皆様にご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は先の村長選挙におきまして村民の信任を得て無投票で当選させていただきました。村民の皆様の期待の大きさに身の引き締まる思いであります。これまで所管の業務や災害対応等をとおして、職責の重さを日々感じながら、村民の生命、財産、安全・安心な生活を守るため、職員とともに村政運営に取り組んでまいりました。議員並びに村民の皆様にはご理解、ご協力を賜りましたことに心から感謝申し上げます。

私はさらに元気な村づくりを基本理念に、2期目は島らしさ全開を掲げ、稼げる産業の振興、快適な生活環境、健やかな暮らし、広がるつながり、心豊かな人づくりを柱として、村議会議員並びに

村民の皆様のご理解をいただきながら、村民の声に耳を傾け、透明性があり、スピード感のある村政運営を行い、村政の発展に向け全力でまい進することを改めてお誓い申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症について、政府は感染症法上の位置づけを大型連休明けの5月8日に、現行の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に引き上げる方針を固めました。感染拡大から4年目を迎える中、社会経済活動の大幅な緩和につながる転換点となると発表し、今後の感染対策について専門家有志の会合で政府の要請に基づく一律の対策から、個人や集団が主体的に選択することとなるとの見解を示しています。今後とも村民の皆様をはじめ、関係業界のご理解、ご協力を賜りながら、安心できる日々の生活を守っていくよう努めてまいります。

今年度の施政方針は、私が公約した五つの柱と、第6次宇検村総合振興計画の基本構想に掲げた六つの基本方針を軸に、基本的な考え方を説明させていただきます。

まず、基本方針1のきらりと光る稼げる産業を育む村づくりの持続可能な農林業の振興ですが、農業の振興については、村の重点振興作物タンカンについて、生産組織の育成を前提に、新技術の導入による早期整園、高単収化の観点から栽培管理の実証を行いながら、現在の生産基盤の維持拡大を目指し、専門家による巡回指導や新規就業農家等に対し関係機関と連携を取りながら、栽培管理講習会等を開催してまいります。

また、令和5年度も引き続きタンカンジュースこいにこいして100%の製造販売を行うとともに、マンゴーとパッションフルーツのブランド確立へ向けた、村独自でデザインした発送用段ボール箱を利用したふるさと納税の返礼品の発送、ケンムンの館等への直売所と連携し、QRコードやキャッシュレス決済を導入し、販売活動の促進を図り、昨年同様にJAあまみと県農政普及課から技術指導を受け、選果場利用、組合加入のメリットを農家に伝えていきながら、タンカンの委託選果手数料の助成、委託選果を利用したタンカンに対して村独自でデザインした発送用段ボール箱の無償配布やブランド確立協力金の助成を行い、ブランド支援を拡充して、本村のPR材料として有効活用してまいります。

パッションフルーツと露地野菜につきましても、生産者への苗木の購入助成などを行い、生産安定に向けた取組推進と、農業用パイプハウスのリース事業を引き続き実施し、新規就農者や担い手育成、生産面積の規模拡大を目指してまいります。

また、鹿児島県の農林水産物認証制度K-GAPにつきましても、マンゴー、トマト、採卵鶏の経営体が取得しており、普及指導員による現地指導、圏域での生産者を対象としたGAP推進セミナー等にも積極的に参加を促し、消費者、流通関係者のGAPの認知度向上にも努めてまいります。

サトウキビ振興につきましても、元気の出る公社による遊休農地解消対策の一環としてほか、各集落の生産組合による栽培面積の拡大、植え付けから収穫までを機械化し、農家の労力軽減を図りつつ、精算奨励金等の助成を引き続き行ってまいります。

畜産振興につきましても、令和4年度開催されました第12回全国和牛能力共進大会において、鹿児

島県代表の出品牛が、2大会連続の和牛日本一の栄冠に輝いたことは、本村の畜産業農家の更なる生産意欲向上につながるものと期待しております。また、生産牛を終了した母牛が、再度肥育してマザービーフとして商品化され、学校給食等へも提供されるなど、今後の展開が期待されます。

村としましては、巡回指導や研修会を通して、飼養管理技術や受胎率の向上、防疫体制を徹底し、生産向上及び労働軽減を図ってまいります。

現在、湯湾干拓の試験圃場にて、新規品目、シャインマスカット、パニラ、西洋野菜等の試験栽培のほか、令和5年度新たに日本ソバの検証を計画しております。

また、風当たりの厳しい農地などの、条件不利地での栽培に適した品目の検討を行い、新たな特産品の掘り起こしにも取り組んでまいります。

令和4年度より元気の出る公社の体制を見直し、村民の要請に迅速に対応できるよう社員を増員し、遊休農地の解消も積極的に進めてまいりました。令和5年度も引き続き、農業基盤の確立と村民の農業所得の向上を図ってまいります。今後農業者の減少、遊休農地の拡大で農地の適正利用が懸念される中、元気の出る公社と農家など関係機関と連携を図り、サトウキビやたんかんの植え付けを引き続き行い、農地が利用されやすくなるよう努めてまいります。

鳥獣被害対策としましては、依然としてイノシシによる農作物への被害が確認されており、防止対策として、個人等で行った鳥獣被害防止用資材購入の一部助成及び鳥獣被害対策実施隊による被害軽減活動も継続してまいります。カラス被害につきましては、現在1基設置している捕獲檻と、移動式の捕獲機を利用しながら被害軽減に努めてまいります。また、令和5年度より新規採択事業として、須古地区の農道の舗装を行い、果樹や野菜類等の生産性、品質類の改善を図り農家の安定した経営の向上に取り組んでまいります。

林業の振興につきましては、世界自然遺産登録後の環境に配慮した伐採・森林整備・緑化の推進を行い、緑の募金の推進活動として、田検小学校緑の少年団によるコマ打ち体験、各学校への花の苗木の配布など、環境緑化を推進してまいります。また、森林環境贈与税を活用したICT技術の導入による森林調査を行い、森林環境保全並びに森林資源の管理にも努めてまいります。

次に、焼内の海で輝く活力ある水産業の振興ですが、水産業の振興につきましては、養殖業は本村の主要産業であり、重要な雇用創出の場にもなっております。今後も、引き続き村漁協又は各養殖業者と連携し、農林水産物等輸送コスト支援事業や、離島漁業再生支援事業、サンゴ礁保全対策事業などを活用し、漁場の生産力向上を図るための取り組んでまいります。

また、地元漁家に対しましては、漁場の環境整備・漁業就業者の確保、担い手の育成、令和4年度策定した、第2期浜の活力再生プランを基に、所得向上を図るため、ケンムンの館への出荷・販売体制の見直しや充実を村漁協と一体となり取り組んでまいります。

漁港整備については、芦検漁港（本港）の施設用地舗装工事を行います。また、宇検漁港は、海岸保全施設の長寿命化計画に基づき老朽化対策工事を行い、事前に予防保全を図りながら、施設の機能回復整備を行ってまいります。

河川事業につきましては、引続き河川浚渫工事を実施いたします。令和5年度は、平田地区山田川と芦検地区大良川を計画しております。

次に、地域の連携が育む商工業の振興ですが、商工業の振興につきましては、経営者の高齢化や後継者不足により商店数も減少しており、今後も、村商工会や地元商店と連携し、村内での購買を促すための、経営指導や地元優先の買物を推奨し、経営基盤の強化を図るため、やけうちどんと券についても、継続してまいります。

また、農林水産物輸送コスト支援事業につきましては、奄美群島振興交付金を活用した、農林水産物や黒糖焼酎等加工品の輸送費補助を継続してまいります。

次に、奄美の自然と歴史を伝える観光振興ですが、観光産業の振興が、村民の生活環境の負担とならないように、住民の意識調査を行い、村民自らが積極的に参画できる観光振興を図ることを目的とした、宇検村観光基本計画が今月末完成予定となっております。村民総意の観光計画書は、村全体での観光受け入れ体制を構築することとなり、観光者と地元住民も、観光や環境保全への意識の醸成が、図られるものと期待しております。令和5年度は、この基本計画書をもとに、観光交流拠点施設ケンムンの館をプラットフォームとした観光組織の適正化を図り、観光対象者のターゲット層を明確化した上で、観光メニューの造成や交流人口・関係人口増に向けた取り組みを行ってまいります。

観光交流拠点施設ケンムンの館がオープンして1年、観光総合窓口やくつろぎコーナー、直売所のうけん市場、マジンスローカー、グリーンスローモビリティ運行等、順調に運営されております。周辺の駐車場整備も、令和5年3月末完了を予定し、路線バスの停留所としても運用されることとなります。観光・物産における、総合的な案内及び情報発信や、観光客を迎える観光振興の中心となる施設にふさわしい場所として、更なる機能拡充を図ってまいります。

また、観光の在り方を近隣町村と共有し、奄美全体として、資源を積極的・戦略的に活用した一体的な取り組みを推進します。滞在型サイクルツーリズムや、体験型観光、修学旅行や卒業旅行など、それぞれのニーズに対応した観光ルートの開発に取り組んでまいります。

人流の増大が環境問題とならないように、サステナブルツーリズム（持続可能な観光）の概念を取り入れ、保全と利用のバランスの取れた観光を推奨し、世界遺産登録地の魅力を効果的に発信してまいります。

次に、基本方針2の快適な生活を支えるむらづくりの合理的な土地利用の推進ですが、令和5年度は、「地域住民と村が知恵を出し合い地域計画」を策定し、地域の将来像や課題の解決を実現するための検討を行い、農地の有効活用を図るため、農業委員や農地利用最適化推進委員会を中心に、農地中間管理機構へ農地の情報提供を継続して行い、農地の有効活用に努めるとともに、多面的機能支払交付金を活用し、村内各集落の環境保全を進めてまいります。

農地防災関連として、近年頻発化、激甚化している豪雨、台風等により、湯湾干拓地内にある遊水地等の貯水能力の確保を図るため、緊急浚渫推進事業債を活用し、湯湾干拓地内の蓄積土を除去

し、干拓地内の貯水機能の回復を行ってまいります。

令和5年度の地籍調査箇所につきましては、令和4年度に引き続き芦検地区調査を推進してまいります。

また、土地所有者等の高齢化が進み、現地での立会いや測量作業が困難な土地も多く、事故防止の観点からリモートセンシングによる、航空レーザー測量の新技术を導入し、地籍調査事業の大幅な効率化と、迅速化の向上を図ってまいります。

次に、交流を促進する交通基盤の整備ですが、国の令和3年度から令和7年度までの第5次5カ年計画では、加速化するインフラの老朽化に対応するため、インフラを国民が持つ資産として捉え、整備・維持管理・利活用の各段階において、創意工夫を凝らした取組を実施すると位置付けております。

本村も地理的条件を踏まえながら、危険箇所の解消やインフラの長寿命化を図るため、地域の実情に則した整備に努めてまいります。

まず、県道路整備につきましては、利便性の向上及び災害に強い道づくりを目指し、県道曾津高崎線の平田工区の改良事業を継続してまいります。今後も、佐念集落からタエン浜間の道路改良工事、また、阿室集落から屋鈍集落間の災害時における集落の孤立を防ぐため、災害リスク調査結果により、災害防除事業等で整備を行う予定であります。

湯湾新村線の赤土山工区につきましては、世界自然遺産登録地であるため、環境への配慮・事業費が膨大になることと、事業の長期化が課題となっておりますが、奄美大島南部地域の活性化と、地域住民の安心・安全の確保及び、希少動物保護の観点からも、新たなルートとなるトンネル化の検討も含めた、自然環境における生態系への配慮と、生活基盤道路としての位置付けに則した、早期の調査並びに計画策定に取り組んでいただくよう県及び関係機関に継続して要望をしてまいります。

長年道路の拡幅要望のある芦検伊仁トンネル先の道路狭小部分につきましては、用地交渉が整わず道路拡幅の実現に至っておりませんが、世界自然遺産登録以降、交通量も増えてきておりますので、住民の要望実現に向け取り組んでまいります。

村道整備につきましては、市町村間の観光振興と、災害時の迂回路としての機能も図れるよう、国庫補助事業で、宇検船越線・屋鈍曾津高崎線の改良工事を継続して整備いたします。

また、老朽化した施設の長寿命化を図るため、赤土山線・田検名音線の舗装及び安全施設等の維持補修工事、または、橋梁点検結果から修繕・更新または撤去を検討し、計画的に整備してまいります。

村単道路整備につきましては、通学路や集落民の安全確保を図るため、宇検1号線・湯湾中央線の区画線設置工事、避難時の危険箇所排除のために、芦検今里線の法面保護・路肩補修工事を実施してまいります。

港湾整備につきましては、継続して、湯湾港（須古地区）の老朽化した岸壁補修工事を行いま

す。名柄港（海岸）につきましても、既設護岸の嵩上げ補修工事を進め、機能回復を図り、長寿命化につなげてまいります。

次に、公共機関の維持と利便性の向上ですが、高校生通学バス助成金につきましては、定住及びU・Iターン者の促進を図るため、また生活に根差した地域公共機関利用促進を図るため、帰省等に係るバス利用料及び通学バス利用料助成を、今後も実施してまいります。

令和5年度からは、これまでの定期券等購入方法に加え、保護者・利用者の負担軽減を図るために、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、非接触での購入を可能とするスマートフォンを利用したアプリ版通学定期券等の購入を導入してまいります。

次に、快適な生活をつくる住環境の整備ですが、公営住宅の整備につきましては、交付金事業の基本となる長寿命化計画に則して修繕・改善工事を計画的に実施し住環境の向上に努めてまいります。令和5年度は、田検団地を整備いたします。

近年問題となっている空き家対策につきましては、防災・衛生・景観などの様々な面において、周辺環境に悪影響をおよぼしている物件を対象に、宇検村危険廃屋解体撤去補助制度の導入で、解体撤去の促進を行っているところであります。令和5年度も引き続き老朽化が進み放置された物件の対策に取り組み、さらには、定住促進空き家活用事業で、各集落に点在する有効活用が可能と判断される空き家を対象に整備を行い、住居不足の解消、定住の促進に努めていく計画であります。

次に、良質で衛生的な生活環境づくりですが、生活ごみの減量化、リサイクルの推進を図るために、令和5年度から、家庭用生ごみ処理機の購入補助を実施してまいります。

合併浄化槽設置の推進につきましては、生活排水による公共水域の水質汚染を防止するため、引き続き国・県の補助事業も活用し、し尿と雑排水を合わせて処理する合併浄化槽の設置促進に取り組んでまいります。

簡易水道事業につきましては、前年度に引き続き湯湾地区の本管布設工事及び湯湾・須古・石良地内の宅内引込み工事を行い、安全で安心した生活用水の供給に努めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、平成29年度から機能強化更新事業で順次整備しておりますが、今年度は、芦検地区機械設備及び電気設備等の更新を実施し、次年度以降に向けた、地区の統廃合等の検討を行ってまいります。

次に、安心・安全な地域社会づくりですが、自然災害時の被害発生を軽減するため、河川護岸等の整備も柔軟に対応してまいります。

村内県道の維持管理につきましては、権限移譲交付金で除草、路傍樹管理を行ってまいります。村道、林道、農道につきましては、元気の出る公社と民間事業者に委託し、計画的に適正な維持管理作業を行ってまいります。

その他の県営事業につきましては、急傾斜地崩壊対策事業で、湯湾下朝戸地区、芦検池城地区、久志1地区を継続事業で整備してまいります。

砂防事業につきましては、久志川、芦検脇田川、湯湾川を継続事業で整備してまいります。

村民が安心して暮らせる村づくりは、最も重要な施策の基本とするものであります。過去の台風や、昨年のトンガ沖海底火山噴火による津波警報での教訓から、住民への情報発信のために防災ラジオのPRと、台風接近時等に、エフエムうけんへのチャンネル設定を、呼びかけております。併せて情報の受信につきましては、携帯電話の不感地域対応において、県や携帯キャリアとも連携しながら進めており、最善の対策を検討中であります。

また、教訓から避難の支援につきましても、自主防災組織の充実と、普段からの避難計画の重要性を実感し、現在、鹿児島大学と個別避難計画の作成を進めております。今後も、より実態に則した避難計画の研修も行ってまいります。

地域の自主防災につきましては、住民の意識向上が最も大切であり、今年度の防災士育成事業の効果により、自主防災組織の充実と、地域防災力が高まることが期待されます。今後は、登録された防災士の研修を継続して行ってまいります。そのほか、災害対応、防災対策には消防職員、団員の統率のとれた体制が必須であり、今後も資質向上のための研修受講を、より充実かつ積極的に行ってまいります。

次に、基本方針3の魅力あふれる人と自然が調和するむらづくりの、豊かな自然環境を次代につなぐ地域社会ですが、今年は、奄美群島が悲願の日本復帰を果たしてから70周年の節目の年となります。この間、世界自然遺産登録もされ、改めて自然と共に暮らしていた、先人たちの想いや平和の尊さを見つめなおし、豊かな自然、個性的な文化など、他の地域にはない魅力をアピールしながら、今後の地域の成長と発展につなげてまいります。

本村は、令和4年3月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出ゼロを、目標とすることを表明いたしました。そのためには、宇検村の地域特性に応じた、温暖化対策や再生可能エネルギー設備の導入が不可欠であります。現在、太陽光発電と蓄電池の導入や、公用車のEV化、バイオガスプラントの導入による、地域資源循環型の再エネ利用が展開されるため、国の補助事業の地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画を申請しております。引き続き、住民の暮らしの向上を実現しながら、脱炭素に向かう取り組みを民間企業と連携を取りながら推進してまいります。

奄美大島にだけ生息するリュウキュウアユの種の保存や、盗掘、盗採防止のパトロールや、外来種の駆除活動、サンゴ礁の保全活動等を引き続き行い、世界自然遺産保護取り組みに努めてまいります。

ゴミの不法投棄対策につきましては、村内の林道や主要道路沿いの山裾など、年間を通じてパトロールを行い、注意喚起の看板の設置及びチラシを配布し、生活環境の保全に努めてまいります。

海岸漂着物対策事業につきましては、年間を通して焼内湾で海岸漂着ゴミが発生しているため、引き続き国の補助事業を活用し、海岸の環境保全に努めてまいります。

野良猫TNR事業につきましては、今後も、希少動植物を守るために野良猫TNR事業を実施し、野良猫の減少を目的とした事業を推進してまいります。飼い猫につきましては、適正飼養、動物愛護の意識の向上、また、地域生活環境の向上並びに自然環境及び生態系の保全を図ることを目

的とした不妊手術やマイクロチップ装置の助成を継続し、村内のノネコ・野良猫の発生源対策に努めてまいります。

次に、村の宝である人と自然が輝く交流ですが、ふるさと納税につきましては、納税者の志に応える施策に活かしていくことにより、納税者と宇検村の関係をしっかりと築いていけるよう、事業の充実を図ってまいります。引き続き、宇検村を応援したい、宇検村に貢献したいと思っていただけるように、今後も宇検村の魅力を発信してまいります。

本村出身者や、二世・三世の方々が、郷土や育ったふるさと宇検村への回帰の契機となるよう、宇検村への納税を選択し、離れていても、村づくりへの参加意識が高まるような、関係をつないでいけるものだと考えております。

令和5年度第14回全国離島交流中学生野球大会が奄美大島で開催され、宇検村野球場も大会会場となっております。関係団体と連携しながら、全国の離島の子どもたちが夢と希望がもてる大会となるよう、受け入れ態勢を充実させて取り組んでまいります。

今年は、宇検村民が初めてブラジルへ渡ってから、105年目を迎えます。時を経て、二世・三世の方々がほとんどですが、郷土愛を持ち、宇検村とのルーツを大切にされながら、ブラジルでご活躍されています。令和4年度から、宇検村出身の文岡セルジオ正樹さんが、ブラジル鹿児島県人会の会長に就任され、8月に開催される、記念式典の案内のために来村されました。塩田鹿児島県知事をはじめ、県内市町村長と、記念式典に出席し、移民者との絆が風化しないよう、今後も交流を深め、ブラジル移民の歴史を伝え絆をつないでまいります。

奄美大島は日本最大の「サシバ」の越冬地で、中継地でもあります。宇検村は昨年、国際サシバサミットに加盟いたしました。サシバサミットをとおして、サシバの保護や生息する自然環境の保全、更には、サシバがつなぐ交流へと発展するよう、取り組んでまいります。

次に、基本方針4の健やかでぬくもりのある支えあいのむらづくりのみんなで支えあう地域福祉の充実ですが、地域支援事業につきましては、村民主体の介護予防活動であるいきいきどうくさ体操、サポート運営型の趣味活動クラブなどの支援を行い、村民自らが介護予防、生きがい、支えあいに取り組む地域づくりを目指してまいります。

介護保健事業につきましては、令和5年度は第9期介護保険事業計画の見直しの年度となります。3年間の実情を踏まえ、介護保険制度の理念に基づき、地域包括ケアシステムの推進を図ってまいります。また、地域支えあいグループポイント事業、高齢者元気度アップポイント事業等により高齢者の交流の場を作り、高齢者の介護予防を推進いたします。

次に、健康で安心して暮らせる予防・医療の充実ですが、令和2年から世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症ですが、今年5月8日から、新型コロナウイルス感染症は、感染症法2類相当から5類へと位置づけられることとなっております。感染対策につきましては、国や県による支援措置などの対策と連動しながら、感染防止対策をしっかりと講じるとともに、検査体制の確保や関係機関とともに取り組み、村民の皆様の安心と安全が図られるよう、引き続き新型コロナウイルス

ス感染症対策に取り組んでまいります。

保健事業につきましては、いきいき健康うけん21、国保データヘルス計画、高齢者データヘルス計画に則し、引き続き本村の健康課題である脳卒中対策を推進してまいります。

また、地域・職域・学域の連携による健康づくりの推進を図ってまいります。令和4年度に実施した、住民調査結果を基に、令和5年度中に第2期いきいき健康うけん21の策定に努め、国保事業、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、村民の健康寿命の延伸・生活の質の向上を目指してまいります。

国保施設事業につきましては、引き続き医師1名、看護師2名、事務2名の体制で、週5日の診療にあたり、月に一度は、小児科医の専門医の診療も計画し、村民が安心して暮らせる村づくりを目指してまいります。

また、現在診療所の建設に向け実施設計を委託しているところであります。

村民のライフステージをトータルでサポートし、健康寿命を延ばすことを目的とし、日々の生活の中で健康・医療を実践する、コミュニケーションの場としての建設を目指してまいります。

次に、未来を育む子育て支援の充実ですが、児童福祉につきましては、第2期宇検村子ども・子育て支援事業計画に示している、地域の心がつながり、みんなが育む玉黄金！誰もが笑顔になれるむらうけんの基本理念のもと、地域全体における子育て家庭を支え、安心して育てられる環境づくりを推進いたします。また、開設2年目を迎えた放課後児童クラブも利用者が22名と増えており、これからも関係機関と協議を行い、ますます充実した活動ができるよう取り組んでまいります。また、出産祝い金や入学祝い金、子育て世帯への住宅家賃助成も継続して、実施してまいります。

母子保健事業につきましては、健診や各種教室・相談会を通し、専門職による相談支援の充実を図り、安心して出産・子育てができるよう、取り組んでまいります。特に妊娠期から出産・子育て期まで、一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ、伴走型相談支援の充実を図ってまいります。その一環として、産婦人科・小児科オンライン相談を開設し、すべての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行うこども家庭センターの設置に向け、新たに子ども家庭支援員を配置し、児童福祉と母子保健の一体的な提供ができる体制を整えてまいります。

次に、自分らしくを支える障がい者福祉の充実ですが、障がい者福祉につきましては、前期までの計画を振り返り、実態や意向を踏まえた、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に向けて、関係機関との連携を図ってまいります。すべての村民が、かけがえのない個人として尊重されるものとし、社会参加する機会が確保される取組を行う事と共に、きめ細やかな相談・支援を図ってまいります。

次に、自立に向けた社会保障の充実ですが、自殺対策につきましては、宇検村自殺対策計画暮らしやすいむらづくりを策定しており、国・県の関係機関、村内の関係団体、地域の皆様の理解と協力

のもと、命に直結する重要な施策とし、自殺対策を支援する人材育成の強化のため、村民みんながゲートキーパーを目指し、引き続き各種団体向けに、ゲートキーパー養成講座の開催に取り組んでまいります。

次に、基本方針5のふるさとを愛し、未来へはばたく心豊かでたくましい人を育むむらづくりの生きる力をはぐくむ学校教育の推進ですが、令和5年度におきましては、今年度改訂されます宇検村教育振興基本計画に基づき、ふるさとを愛し、未来（あす）へはばたく、心豊かでたくましい人づくりを教育行政推進の基本目標とし、その推進については、ふるさとの豊かな風土や教育的な伝統を生かし、ふるさとに立つ教育を視点として、引き続き取り組んでまいります。

学校教育におきましては、生きる力を備えた元気な宇検村の子どもたちの育成を目標とし、村内の児童生徒それぞれに密着した学習指導や道徳教育、生徒指導、人権教育、読書活動等を推進するとともに、教育相談員・スクールソーシャルワーカーの活用や、いじめ防止基本計画に基づいた対策を推進してまいります。

また、児童生徒の健やかな成長のために授業や部活動、一校一運動の実践、食育など一層の充実を図り、学校給食の無償化及び各種大会出場への助成も引き続き継続してまいります。あわせて、防災・安全に関する指導の充実・危険予知・回避能力の育成・防災訓練等の実施・各教科における安全指導の充実にも努めてまいります。

また、中学校の部活動につきましては、国の提言等を踏まえ、土曜・日曜の活動を地域へ移行する準備を進めてまいります。

本村の児童生徒の学力は、今年1月に小学5年生、中学1・2年生を対象として実施された鹿児島学習定着度調査の結果において、小学校では国語・算数・理科、中学1年では国語・英語、中学2年では国語・社会・数学・理科・英語の全教科で県平均を上まわる状況でありました。しかし、児童生徒により個人差があることや、思考力・判断力・表現力等の向上につきましては、依然として課題があります。その課題解決のため、村教育研究会による教職員の研修会や、各学校における校内研修会等を実施し、児童生徒の個に応じた指導や複式・少人数クラスでの指導を充実してまいります。すでに整備されております児童生徒一人1台のタブレット端末を利用した情報活用能力などの向上も図ってまいります。

また、特別支援教育支援員による支援、英語教育小学校専科指導教員及び英語指導助手（ALT）の活用による外国語教育の充実、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録を機に開催されました、やけうちっ子環境学習・世界自然遺産博士講座も引き続き取り組んでまいります。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症患者が本村においても確認され、このような状況の中、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に学びの場を確保し、自宅学習など自主的に学習を促進するため、タブレット端末の持ち帰りも進めております。さらに、学校における教職員の働き方改革を推進するため、令和4年度に校務支援システムを導入しました。今後、引き続き教職員の校務負担

軽減を図ってまいります。あわせて、施設の整備や点検補修、学校緑化に努めるとともに、児童生徒減少対策については、名柄校区・阿室校区活性化対策委員会と連携を図りながら親子山村留学制度を継続して推進してまいります。

また、田検小中学校の共同調理場や各併設校の調理場の今後についてですが、学校給食のあり方検討委員会において、検討協議の結果、建設候補地の選定と、総合給食センター方式での整備を進めていく方向性を確認しております。また、名柄校の給食室においては、昭和53年建設以降長年にわたり自校での給食提供を行ってまいりましたが、給食従事者の人材確保や施設の老朽化及び昨今の物価高騰を鑑み、令和5年度より、田検小中共同調理場から給食を配送することといたしました。

宇検村振興育英基金につきましては、奨学金貸与事業を引き続き実施し、必要に応じて学校教育、社会教育、文化、体育事業への助成なども検討してまいります。

また、児童生徒の健全育成事業につきましては、過去2年間コロナウイルス感染症で交流事業が実施できなかった宮城県七ヶ宿町との相互交流事業については、中学1・2年生を対象として、令和4年度に再開したところでございます。5年度以降につきましては、中学校1年生を対象として引き続き、相互交流事業を継続してまいります。

また、コロナ禍で休止していましたが、沖縄県と宇検村の平和交流事業も、昨年8月からは近隣市町村も交え実施することができました。悲惨な戦争のことを学びながらも、打ち解けた子供たちの笑顔に、改めて交流の大切さと平和の尊さを考えさせられました。慰霊碑建立以来、沖縄県と対馬丸関係者が熱心に船越海岸を訪れ、当時を知る宇検集落や村の関係者との交流も、年々広がりを見せております。今後は、対馬丸事件の歴史をつないでいくために、慰霊碑建立地の責務として、受け入れるだけでなく相互に交流する取り組みも必要と考えており、幅広い年代で平和交流の輪が広がるよう、取り組んでいく考えであります。

次に、生涯学習推進体制の整備・充実ですが、日頃から、宇検村を元気づけるために取組を行っております宇検村連合青年団の活動や今後実施を予定しております、婚活イベントや集落支援事業などの各種新規事業につきましても、支援していきたいと考えております。

さらに、継続的取組としまして、今後の児童生徒の成長を見据え、家庭教育や家庭教育学級の充実、PTA 活動や子ども会、社会教育関係団体の活動の充実を図り、子育ての機運醸成に努めてまいります。さらに、村民が継続的に学ぶことのできる公民館講座や図書室などの充実を図り、村民の利用促進を図ってまいります。

特に、今年は奄美群島日本復帰70周年の年であり、先人たちの苦労や教訓をこれからの人づくり村づくりに生かすため、学ぶ機会の提供などに努めてまいります。

人権啓発活動の推進については、各関係機関・団体等と連携を図りながら、人権問題についての理解認識を深め、差別意識を解消し、人権の尊重されるむらづくりに努め、特設人権相談所開設等、継続した人権啓発活動に取り組んでまいります。

次に、多様なニーズに応える社会教育の充実ですが、社会教育と社会体育についてですが、結い

の心で生き生きと学ぶ活力ある宇検村民の育成を目標として、令和5年度においては、主に次の事業等に取り組んでまいります。

まず、平成30年度から業務を休止しておりました村誌民俗編の編纂業務につきまして、5年度から再開し、令和9年度を完成の目標として取り組んでまいります。

次に、令和5年度は、かごしま国体とかごしま大会が開催される年となっており、本村においても、同大会を盛り上げるために、炬火リレーやデモンストレーション大会としての少年サッカー大会を開催いたします。

その他の事業では、中学3年生のテーブルマナー教室や茶道教室・新春書初め会・やけうちっ子体験チャレンジスクールや一般社団法人アスリートネットワークつなご奄美大島事業と連携したスポーツ教室の実施などについても引き続き実施をしてまいります。

次に、健康づくりや仲間づくりを促進する生涯スポーツの推進ですが、生涯スポーツを通じた健康づくりと仲間づくりを推進するため、村体育協会を中心とした推進体制の整備を進め、来年度、本村で開催される大島地区大会女子バレーボール競技と、大島地区スポーツ少年団剣道競技の大会の運営については、各競技団体と連携を図りながら大会運営の準備を進めてまいります。

スポーツ少年団の健全育成、毎週月曜日夜間の体育館無料開放も継続してまいります。さらに、スポーツ推進委員や関係団体などの協力を得ながら、村内の社会体育施設の点検を実施し、事故防止に努めながら効果的な活用を進めてまいります。あわせて、高校生・大学生などのスポーツ合宿誘致についても引き続き推進いたします。

次に、次代につなぐ地域文化及び芸術活動の振興ですが、地域文化及び芸術活動の振興につきましては、今後も文化協会や公民館講座の講師の先生方と連携を図りながら、文化芸術活動の普及・振興に努めてまいります。文化財保護につきましても、今年度、佐念モーヤの老朽化した看板を撤去し、新たな看板を設置いたしました。今後も有形・無形文化財についての保存・継承を推進いたします。

次に、基本方針6の村民とともに、力強い自治をつくるむらづくりの行政の効率化ですが、行政改革については、常に行政需要に則したサービスを提供していくことを第一に考えております。令和2年4月新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言以降社会は一変し、同年12月25日、自治体DX（自治体デジタル・トランスフォーメーション）推進計画が発表されました。一変した社会の新たな日常の原動力として、デジタルを活用して制度や組織のあり方を変革し、多様な幸せが実現できる社会、誰ひとり取り残さない人に優しいデジタル化が示されました。この計画実現のためには、住民に身近な市町村の役割は極めて重要でありますので、村では新たに自治体DX担当部署を設け、デジタル社会の構築に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

行政手続きのオンライン化や、住民のさまざまなニーズに応じた情報配信、村民広報など村民とのコミュニケーションツールの導入定着を図ってまいります。そのためにも、職員としての資質向上を図るため、これまで以上に職員研修に力を入れ、人に優しいデジタル化を念頭に、村民とのコ

コミュニケーション向上に努めてまいります。

次に、財政の健全化ですが、財政につきましては、コロナ禍で先送りされていた国内需要も顕在化してきており、国の経済活動は徐々に正常化してきております。税収も、昨年を4兆2,000億円上回り69兆4,000億円を見込んで、国の予算は過去最高であった昨年を6兆7,000億円上回り、5年連続で100兆円を超え、114兆3,000億円となっております。ウクライナ情勢の影響から、物価高による消費の下振れが懸念されるも、社会の賃金上昇の動きと経済活動の正常化への期待から、全体として景気は回復傾向にあるものと捉えております。村としましては、国の予算動向から地方交付税の増額を見込み、昨年を上回る予算編成を行っており、主に新規に診療所建設に係る予算や、定住促進空き家活用事業、指定管理のケムムの館や元気の出る公社などの管理費の増額で、観光面と定住促進、農業基盤づくりを特徴とした予算となっております。

一般会計当初予算においては、これまでの継続事業を始め、新規事業を含めて対前年比9,000万増の約33億円台で2.77%の増額予算となっております。自治体の財政状況を示す指標の実質公債費比率は、9.3%から9.0%と前年度より改善され、将来負担比率も、平成30年度決算から連続ゼロとなっております。また、起債の残高につきましては、3年度から4,800万円減の37億8,000万円と改善されており、今後も事業の優先順位をしっかりと検討し、有利な措置の起債に努めながら、各分野で連携を図り計画的に執行するよう努めてまいります。

また、特別会計につきましては、7会計総額12億477万2,000円で、主に国保施設、介護保険、後期高齢者医療事業特別会計で増額となっております。前年度対比37.81%の増額予算となっております。主に国保施設の診療所建設に因るものであります。

簡易水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の特別会計につきましては、令和6年度からの公営企業会計の法適化を前に、会計処理体制を整え、法適化により経営が見える化しサービスの向上に努めてまいります。改めて独立採算の原則のもと、使用料の衡平さを保つことへの村民の理解と、施設運営に最大限配慮した、節減の意識改革を図ってまいります。

これまでと同様、財政健全化を進めていくことは当然のことですが、新型コロナウイルス収束後の地域活性化と、安心・安全な生活に資することを念頭に、村民に必要な予算は、積極的に活用するとともに、重要な自主財源である村税、使用料、手数料等につきましては、徴収率の向上を図り、自主財源の確保に努めてまいります。

最後に、今年度以降の取り組みとしてですが、今後の建設予定事業としまして診療所の建て替え、防災会館の順次建て替え、給食センター建設、及び役場庁舎建設等があります。建設にあたっては将来的に財政を圧迫することがないように、見極めながら事業を進めてまいります。

以上、令和5年度の村政運営に対する所信と施策について概要を申し述べましたが、村政運営につきましては、これからも村に住み続けたい、行ってみたいといわれる、村民の誇れる宇検村を目指し、社会の変化に合わせながら、新しいことに挑戦するという意味の、ホップ、ステップ、チャレンジを合言葉に、職員一丸となって取り組んでまいりますので、議会議員並びに村民の皆様方のご

理解とご協力をお願い申し上げ、令和5年度の施政方針といたします。

村民の皆様、心をひとつに、笑顔あふれる宇検村を築いていきましょう。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

これで施政方針は終わりました。

これで令和5年度施政方針の説明を終わります。

暫時休憩します。開会は10時50分とします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

- △ 日程第6 議案第1号 令和5年度宇検村一般会計予算
- △ 日程第7 議案第2号 令和5年度宇検村国保事業特別会計予算
- △ 日程第8 議案第3号 令和5年度宇検村国保施設事業特別会計予算
- △ 日程第9 議案第4号 令和5年度宇検村簡易水道事業特別会計予算
- △ 日程第10 議案第5号 令和5年度宇検村農業集落排水事業特別会計予算
- △ 日程第11 議案第6号 令和5年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計予算
- △ 日程第12 議案第7号 令和5年度宇検村介護保険事業特別会計予算
- △ 日程第13 議案第8号 令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第6、議案第1号、令和5年度宇検村一般会計予算についてから、日程第13、議案第8号、令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算についてまでの8件を一括議題とします。

本8件について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第1号、令和5年度宇検村一般会計予算から議案第8号、令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算までの提案理由のご説明をいたします。

議案第1号は、令和5年度宇検村一般会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ33億4,248万7,000円とするものです。

議案第2号は、令和5年度宇検村国保事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億606万2,000円とするものです。

議案第3号は、令和5年度宇検村国保施設事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億5,510万円とするものです。

議案第4号は、令和5年度宇検村簡易水道事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額を

それぞれ1億6,250万円とするものです。

議案第5号は、令和5年度宇検村農業集落排水事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ9,710万3,000円とするものです。

議案第6号は、令和5年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ1,727万円とするものです。

議案第7号は、令和5年度宇検村介護保険事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億1,382万9,000円とするものです。

議案第8号は、令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ5,360万8,000円とするものです。

以上8件、よろしくご審議をお願いします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

本8案については、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

本案については、全員で構成する予算審査特別委員会に付託して審査すること決定しました。

これから、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員会の場所は議員控室と定めます。

暫時休憩します。

午前10時53分

午前10時54分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果をお知らせします。

委員長に肥後充浩君、副委員長に保池穂好君が決定しました。

以上、互選の結果をお知らせしました。

△ 日程第14 議案第9号 令和4年度宇検村一般会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第14、議案第9号、令和4年度宇検村一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第9号について提案理由のご説明をいたします。

議案第9号は、令和4年度宇検村一般会計補正予算についてですが、既定の予算に2,745万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ35億8,724万9,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○2番（壽山新太郎君）

私のほうからは2点ほどお伺いをします。まず、12ページの2款総務費、7目18節の補助金です。ね、移住就業起業支援事業のマイナス190万の説明とですね、もう1件が13ページ、33目の18節の負担金補助金です。ね、補助金の貸切バスの利用補助金のマイナス50万の減額の説明と、そのバス利用は何件実績があったのかお伺いをします。

○企画観光課長（辰島月美君）

12ページの18節負担金補助及び交付金の移住就業起業支援事業のマイナス190万円ですが、それにあわせて9ページの20節移住起業支援事業補助金を見ていただきたいですけれども、これは県が事業を行っている補助金に対しての4分の3を補助していただくという事業なんです。ね、当初予算で計上しました1世帯、そしてまた単身者が来るという予定しているその補助金が、今年度は該当がなかったということで、歳入とあわせて歳出のほうも減額させていただいております。

次に、13ページの18節負担金補助及び交付金の貸切バスの利用補助なんです。ね、今実際に実績があるのが1件と、また申込みがあるんですが、200万計上しております。ね、歳入歳出のコロナ交付金の歳入が決定したため歳出を合わせるために減額を行っております。ね、最終的にはその補助金の中で不用額が出たらその中で調整していくという作業も今後行われると思うんですけれども、交付金をいただいているので、その交付金を無駄にしないような使用と調整を今後も行っていきたいと思っております。

○議長（杉浦治俊君）

ほかにありませんか。

○5番（肥後充浩君）

明繰の件で、明許繰越費ですけども、5款の農林水産のほうは1,950万円、それから7の土木が9,156万7,000円、7の土木費の道路橋りょうのほうは2,117万8,000円、そして土木費の港湾が5,100万円、災害復旧のほうは2,262万7,000円、私が今ざっと上げたやつは、半分以上繰り越し、当初予

算からすれば繰り越しとなっていますけども、もうこの金額は繰り越しはもちろん認めているんですけども、発注等は終わっているのかどうかということをお答えください。

○建設課長（栄 平四郎君）

まだ、農林水産業の海岸堤防等老朽化対策事業、宇検漁港は現在、委託設計を発注しております、工事のほうはまだ発注しておりません。

続きまして、7款の社会資本整備交付金事業の宇検船越線と屋鈍曾津高崎線ですが、屋鈍曾津高崎線は2工区に分けて発注しております。宇検船越線はまだ発注はしておりません。

あと7の土木費の道路メンテナンス事業の4橋ですが、これはまだ未発注になっております。奄美群島振興開発港湾整備事業湯湾港ですが、これもまだ未発注になっております。

最後に現年の土木災害復旧工事の奄美中央線ですが、これは工事のほうは発注されております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

それと、5ページの過疎債が1億1,200万ぐらいの減額かな、予定として、予定として減っていると思うんですけども、その減った理由を教えてください。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。これは過疎、辺地もなんですけど、当初要望のときにはですね、しっかり事業を見て要望をいたしますが、どうしても全国的に配分がございまして、減らされる、割り当てが減るのもですから、それに伴い減額されております。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

ほかにありませんか。

○6番（吉永常明君）

さっきの明繰についてですけど、建設課長からまだ未発注というのが何件かありましたけど、大体発注の見通しなどが分かりましたらお願いします。

○建設課長（栄 平四郎君）

宇検船越線のほうですが、今月中に発注する予定になっております。道路メンテナンスの4橋のほうに関しても、全部ですね、全部今月中に発注する予定になっております。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかにありませんか。

○5番（肥後充浩君）

14ページの3、1で19の扶助費で260万円の減額になっておりますけども、5万円の450世帯を当初、の方々に給付金を支払うということで聞いていたんですけども、260万円の減額の件数とその内容を教えてください。

○住民税務課長（柳 百々代君）

14ページの電力ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金マイナス260万です。当初、450世帯を実施

予定でしたけれども、実際、対象者としてこちらのほうから送付した、確認書とお知らせを送付したものが401件になります。これは全部非課税世帯として送付した分になります。そのうち実績として申請ができたもの、支給できたものが397世帯となっております。そのうちの397世帯のうち1件分が家計急変世帯として支給しております。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかにありませんか。

○6番（吉永常明君）

17ページ、2目観光費、委託料45万ほど委託料を今回上げているんですけども、新年度にも委託料としてかなり大幅になっているんだけど、なぜこの時期になって委託料を上げているのか。

○企画観光課長（辰島月美君）

ケムムの館の管理委託料になりますが、令和4年4月から運行ということで、初めての委託管理になっております。当初の説明の中で、890万の人件費を含めた890万と光熱水費が70万ということで、光熱水費が読めないの70万計上して、そちらの中では増額したら光熱水費を増額、その中で70万に達しなかったらその分は返すということで説明したかと思えます。今の時点で光熱水費が115万1,000円ということで、45万余りちょっと増額となっているので、その実績に合わせて今回計上させていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号、令和4年度宇検村一般会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第9号、令和4年度宇検村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第10号 令和4年度宇検村国保事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第15、議案第10号、令和4年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第10号について提案理由のご説明をいたします。

議案第10号は、令和4年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算に800万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億2,392万6,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号、令和4年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第10号、令和4年度宇検村国保事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第11号 令和4年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第16、議案第11号、令和4年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第11号について提案理由のご説明をいたします。

議案第11号は、令和4年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算に489万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ9,711万9,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

この明許繰越は、9ページの歳出の軽のEV車2台の購入のための明許繰越でしょうか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えいたします。明許繰越の994万になりますが、EV車ではなくてですね、実施設計の繰り越しになっております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

そうすると、EV車の軽の自動車は、もう発注済ということになるんですか。多分EV車は特殊だから、そう簡単には発注してすぐすぐ、今予算化しているということは、3月いっぱいでの予算を使うということですので、明許繰越がそれに入っていないんだったら、もう発注は終わっているというような話にならないと、納期がちょっと間に合わないと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

結局、予算化する前に、もう予算ありきで発注したかというような形に見えたものですから、その辺もあわせてちょっとお答えをお願いいたします。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えいたします。肥後議員がおっしゃるとおり、予算ありきで発注しております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

これもやはり明許繰越のほうに入れてしたほうが良いと思うんですけども、予算のやっぱり、我々もここでこれは通さないとか、通すとかいう話をちょっとしたのは、時間が無駄になると思

ますので、そういった、ちょっと暫時休憩してもらって、そういった方法がどういったふうに取りれるのか、それをちょっと協議してもらえませんか。

○議長（杉浦治俊君）

暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画観光課長（辰島月美君）

先ほどの一般会計でもコロナ交付金のほうが交付額が決定をして歳入歳出を調整させてもらいましたということでお答えいたしました。このEV車の財源もコロナ交付金を充当するものでありまして、不用額がかなり出るということで、当初、県のほうに上げた計画から、さらに不用額が大きいのは調整が可能であるということでしたので、3月の新たな事業として診療所、そして訪問車のEVカーということで車の導入ということを計画を上げさせていただきました。それに伴って自動車確保できるかというのが、単年度終了が基本ですので、コロナ交付金に関しましては繰り越しができないということですので、3月末までに納入が可能かということを一応確認をして確保できる、納入が可能であるということで回答をいただいているので、今回の補正に計上させていただいております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

それでしたら専決処分とか、そういう方法、専決処分、そういう方法がありますので、それを先にやっておくべきじゃなかったですか。今ここで我々もここで初めて上がってきているわけですから、ここで初めてこんな車を2台も買うということがはっきりしたわけですから、じゃ、それについてここで否決されたときには、この車は買えないということになりますので、ですので、そういったことがないように、今後とも気をつけてほしいために、私はやはり、そのシステム上、我々としては段階を踏んで、それをオーケーしていくわけですから、村としてもやはりその辺はしっかりと守るべきところは守って、我々もそれを絶対駄目だとか、そういったことを言っているわけじゃないですので、そういったことを今後ともやってほしいと思うんですけども、議会の方々も皆さん、それは思っていることだと思っていますので、私だけだそう思っているのかもしれないけれども、やはり、手順を踏むところはしっかりと踏んで、これからの行政をしてほしいと思います。その辺はどうでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

この件につきましてはコロナ交付金ということがございまして、不用額とかあった際にそれをどうするか、年度末に近づいてきて、新たな事業をするということが、それで完結するということが

考えなかったので、診療所建設にあわせて有効に使えることができないかということで判断をいたしました。議員がおっしゃるように、やはり間に合わないという判断をするのであれば専決処分をするのがよかったかと思いますが、今回、こうやって補正で計上することになりましたので、今回、何とかご理解いただきたいと思いますが、今のような状況、今後も考えられると思いますが、そういったところは十分に検討してですね、専決処分というようなこともやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに。

○5番（肥後充浩君）

ぜひ当たり前のことを当たり前に、我々もこれを買うのを反対しているわけではなくて、ただ金的に違うことをしているんじゃないのということだけで言っているだけでありまして、別段、当たり前の手順を踏んでもらえれば、別に我々としても、私としても異論を唱えるつもりはありませんので、今後とも気をつけて、また行政に携わってくださいますようお願いいたします。以上です。

○村長（元山公知君）

議員のおっしゃるのはごもっともでございまして、今議員からいただいた意見等をですね、またしっかりと我々もまた協議して、そしてまたこれがどんなふうにしてこういうふうになったのかという分析もしながら、しっかりと対応していくように努めてまいります。

○議長（杉浦治俊君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号、令和4年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第11号、令和4年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議案第12号 令和4年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第17、議案第12号、令和4年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第12号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第12号は、令和4年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算から14万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億6,360万,000千円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第12号、令和4年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第12号、令和4年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議案第13号 令和4年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第18、議案第13号、令和4年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第13号について提案理由のご説明をいたします。

議案第13号は、令和4年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてですが、既定の予算に10万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億1,091万円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号、令和4年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第13号、令和4年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 議案第14号 宇検村個人情報保護法施行条例の制定について

○議長（杉浦治俊君）

日程第19、議案第14号、宇検村個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第14号について提案理由のご説明をいたします。

議案第14号は、宇検村個人情報保護法施行条例の制定についてですが、個人情報の保護に関する法律の施行に関する必要な事項を定めるため、条例を制定するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号、宇検村個人情報保護法施行条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第14号、宇検村個人情報保護法施行条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 議案第15号 宇検村個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（杉浦治俊君）

日程第20、議案第15号、宇検村個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第15号について提案理由のご説明をいたします。

議案第15号は、宇検村個人情報保護審査会条例についてですが、個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、村に宇検村個人情報保護審査会を置くため条例を定めるもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号、宇検村個人情報保護審査会条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第15号、宇検村個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第21 議案第25号 工事請負変更契約について

○議長（杉浦治俊君）

日程第21、議案第25号、工事請負変更契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第25号について提案理由のご説明をいたします。

議案第25号は、工事請負変更契約についてですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、湯湾港防災安全社会資本整備交付金工事の請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号、工事請負変更契約についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第25号、工事請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

○事務局長（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午前 11時28分

令和 5 年第 1 回宇検村議会定例会

第 2 日

令和 5 年 3 月 7 日

令和5年第1回宇検村議会定例会会議録
令和5年3月7日（火曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（通告順）

6番 吉永 常明 議員

5番 肥後 充浩 議員

1番 倉本 富夫 議員

3番 保池 穂好 議員

○閉会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	倉本富夫君	2番	壽山新太郎君
3番	保池穂好君	4番	海原隆家君
5番	肥後充浩君	6番	吉永常明君
7番	喜島孝行君	8番	杉浦治俊君

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 松井学君 書記 楠田綾香君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村長	元山公知君	企画観光課長	辰島月美君
副村長	植田稔君	教育委員会事務局長	藤貴文君
教育長	村野巳代治君	建設課長	栄平四郎君
総務課長	原田俊昭君	住民税務課長	柳百々代君
保健福祉課長	保枝力人君	産業振興課長	柳栄治君
会計課長	小松洋仁君		

△ 開 会 午前9時30分

○事務局長（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△ 日程第1 一般質問

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に、質問を許します。

6番、吉永常明君。

○6番（吉永常明君）

おはようございます。令和元年、令和5年第1回定例会に当たり、一言、所見を申し上げたいと思います。元山村長におかれましては、1月の村長選挙において、2回目の当選、おめでとうございます。この先、4年間、宇検村の舵取り役として、安全で安心して暮らせるむらづくりに頑張ってもらいたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症が発生して4年目になりますが、先月から発生件数も減少傾向にあり、3月13日からマスクの着用が緩和になり、5月より、インフルエンザ等の5類扱いになります。これまでの3年間、村民の皆さんにおかれましては、不自由な生活をされてきたと思います。今年度からは、元の生活ができるように、みんなで頑張っていきたいと思います。

それでは、通告に従い、一般質問をしていきます。

まず最初に、2期目に当たる本山村長が公約を五つほど掲げております。その中から、1点だけ絞って、質問をしていきます。

まず最初に、快適な生活環境について、伺っていきます。

1点目、単身者用住宅建設、空き家改修について、どう進めていくのか、伺っていきます。

二つ目、脱炭素社会の実現について、詳しく語っていききたいと思います。

三つ目、道路交通網の整備について、村道屋鈍曾津高崎線、県道名瀬瀬戸内線の生勝工区。県道湯湾新村線の赤土山工区の整備の状況と今後の見通しについて、伺っていききたいと思います。

次に、施政方針について、1点だけ伺っていきます。令和5年度、一般会計予算33億円代の主要施策を伺っていききたいと思います。

次に、宇検村の報酬、費用弁償についてですが、近年の物価高騰を考え、宇検村報酬、費用弁償の見直しの考えはないか、伺っていききたいと思います。

次に、新型、新型コロナウイルスについてですが、3月13日よりマスク着用が本人の考えによって

着くとなりますので、今後、本庁にとってマスク着用をどのように扱っていくか、伺っていききたいと思えます。

次に、元気の出る公社についてですが、元気の出る公社の現状と、今後について、伺っていききたいと思えます。

あとは、通告席から質問させていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの吉永常明君の質問に対して、答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、吉永議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、2期目の公約についての快適な生活環境について伺うの①単身者用住宅建設、空き家改修についてどう進めていくのか伺うのご質問ですが、近年は居住形態の多様化、社会構造やニーズの変化に伴い、宇検村への移住希望者からの空き家に関する問い合わせが、問い合わせ件数が令和3年度に11件、令和4年度は現時点で17件と増加傾向にあります。親子山村留学制度を導入している阿室校区、名柄校区からも、空き家の確保に関する要望が多く寄せられていますが、村内では入居可能な空き家が非常に少ない状況にあります。地域における定住を促進し、U・Iターン者及び村民が安心して暮らせる居住空、居住整備を展開していくため、令和5年度は定住促進空き家活用事業で空き家を改修するため、3件分の事業費を計上しております。宇検村空き家等対策計画に基づき、廃屋の撤去、解体、空き家改修については、宇検村空き家等対策協議会で対象物件を選定し進めておりますが、前回開催された協議会では、空き家バンク制度の導入を求める意見もあったため、制度の確立に向けて検討する考えであります。単身者用住宅についてですが、現在の村営住宅は住宅に困窮している低所得者かつ同居する親族等がいることが基本的な居住条件となっているため、単身者や所得制限を問わず入居できる住宅の建設が望まれているところであります。宇検村では、過去、実績はありませんが、民間の資金と経営能力等を活用し、公民が連携するPPP事業、官民連携事業の導入も必要と考えております。住宅建設に向けては、近隣市町村等の事例を参考にしながら、検討してまいります。

次に、②脱炭素社会の実現について伺うのご質問ですが、これまでの取組として、令和2年度脱炭素型地域づくりモデル事業により奄美大島本島の調査、令和3年度に再生可能エネルギーの最大限の導入計画づくり及び再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業で宇検村の調査、併せて、畜産バイオマスエネルギー導入活性化事業で、バイオガスプラントにおけるメタンガス発酵、発電生産に関する調査並びにバイオガスプラントにより生成された消化液の散布試験、EV車両の導入やブルーカーボンの取組としてメヒルギの植樹、宇検村ゼロカーボンシティ制限を経て、宣言を経て脱炭素先行地域の事業申請や重点対策加速化事業の申請など、2050年までの二酸化炭素排出ゼロを目標として掲げ、取り組んでいるところであります。

宇検村の脱炭素社会の実現のためには、再生可能エネルギーの導入は不可欠であり、先ほど申し

上げた環境省管轄事業の重点対策加速化事業が採択されれば、令和5年度から自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入など、年次的に随時行う計画となっております。宇検村地球温暖化防止活動実行計画も、来年度更新で、宇検村役場が率先して地球温暖化対策に取り組み、事業者や村民の模範となるよう努めてまいります。

次に、③道路交通網整備について、村道屋鈍曾津高崎線、県道名瀬瀬戸内線、生勝工区、県道湯湾新村線、赤土山工区の整備の現況と今後の見通しについて伺うとのご質問ですが、まずはじめに、村道屋鈍曾津高崎線についてですが、本村の南西に位置する屋鈍集落と瀬戸内町西古見集落を結ぶ重要な路線であります。宇検村側については、未改良区間がほとんどであり、梅雨時や台風襲来時に、台風襲来時において、法面崩壊や路面状態が悪くなり、通行止めとなることが多く、地元からの改良工事への強い要望もあり、平成28年度より事業に着手しております。事業計画期間として平成28年度から令和7年度までの10か年を計画しており、今年度末までの進捗状況は、路線延長5,600m、計画延長4,400mに対し、完成延長が1,620mで37%となっております。今後も安全確保と路線周辺の観光資源を生かした、東シナ海西回り観光ルートにも寄与するよう、整備を進めてまいります。

次に、県道名瀬瀬戸内線、生勝工区についてですが、芦検集落から生勝集落間に未改良区間が約200mあります。平成22年度に用地交渉の結果、合意に至らなかったことから、事業、事業中止が決定しておりました。令和元年になり、生勝、久志、宇検の3集落と宇検村より県へ改良工事再開を要望し、受理され、検討したいとの回答をいただきました。その後、県の方で既設設計を基に道路予備設計を実施し、近隣民有地主との用地交渉に入ったのですが、現在も交渉が難航している状況であり、工事着手に至っていない状態であります。今後も関係機関や近隣民有地主との協議を進めながら、事業着手に向け、努力してまいります。

次に、県道湯湾新村線、赤土山工区についてですが、整備要望区間5kmのうち、赤土山工区延長1.1kmについては、国立公園内で特別区域に指定されていることや、本区域の自然環境と生態系に影響を及ぼす可能性が懸念されることと、多額の事業費を要することなどから、現在、整備を終了しております。村の要望に対し、県からの回答は、おがみ山バイパスなどの事業を進めながら、次のトンネル整備が円滑に進むよう、次期整備区間について、必要性や熟度などを総合的に勘案し、検討していきたいとのことであります。今後も自然環境における生態系への配慮と、生活基盤道路としての位置付けに即した早期の調査並びに計画策定に取り組んでいただくことを、県及び関係機関に継続して要望してまいります。

次に、施政方針についての令和5年度一般会計予算33億円代の主要施策を主要施策を伺うとのご質問ですが、第一に、健康で安心して暮らせる予防医療の充実です。昨年度、当初予算と比較し、約9,000万円増額となる令和5年度予算の主要な施策として、診療所建設に係る費用のため、施設会計へ繰出金を増額しております。医科、歯科とも1階に配置し、バリアフリーで地域に開かれた健康ステーションとしての診療所建設を進めてまいります。

次に、観光振興と持続可能な農林水産業の振興です。令和3年度にケンムンの館が完成、令和4年度からは元気の出る公社の体制を見直しましたが、持続可能な体制を整えるため、指定管理委託料を増額しております。元気の出る公社の遊休農地解消による農家の生産体制の確立とケンムンの館の観光拠点かによる農林水産物の販売促進で、生産者の所得向上が期待されます。次に、農地防災と快適な生活を支えるための緊急浚渫事業であります。湯湾干拓貯有地内の体積土砂を除去するための費用を計上しております。この貯有地にはかなりの土砂が堆積しており、貯水能力の低下で消防分駐署前の県道が冠水する事態が多々ありました。今年度から、複数年かけて、堆積土を除去し、県道や農地の冠水を防ぐため、干拓地内の貯水機能の回復を行ってまいります。

次に、交流事業であります。今年8月にブラジルで開催されるブラジル・鹿児島県人会創立110周年記念式典への出席費用を計上しております。今年度、宇検村生勝出身でブラジル鹿児島県人会の会長になられた文岡セルジオ正樹さんが、先日、記念式典の案内で来村されました。今後も移民者との絆が風化しないよう交流を深め、ブラジル移民の歴史を伝え、絆をつないでまいります。このほか、課題山積ではありますが、令和5年度の主要施策として、村民の安心・安全な暮らしと、観光振興並びに農林水産業の振興に重きを置いた予算となっております。

次に、費用、報酬、費用弁償についての近年の価格高騰を考え、宇検村報酬、費用弁償の見直しの考えはないか伺うとのご質問ですが、報酬及び費用弁償については、地方自治法第203条の2において、額並びに支給方法を条例で定めて支給することになっております。その決定においては、その地域の経済、社会状況や住民の意見、行財政の実情、そして、その委員の職責や勤務実態などに照らして総合的に判断されるものであると考えております。

現在、近隣の市町村においても、額が違うのが現状であります。現在、確認できる例規データベースにおいても、平成20年から変わっておりませんので、検討の時期ではあると考えております。いずれにしても、その地域の経済、社会状況という点では、近隣市町村との状況を考慮し総合的に判断すべきであると考えております。

次に、新型コロナウイルスについてのマスクの着用について、今後、どう考えているか伺うとのご質問ですが、国は5月8日より新型コロナウイルス感染症の位置付けを、現在の2類相当から5類に移行する方針を発表しております。また、3月13日以降のマスク着用の考え方を個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるとしております。本村におきましても、国の示す方針に基づきながら、着用が感染防止に有効的と思われる場面では、マスクの着用を推奨し、感染防止に努めてまいります。

次に、元気の出る公社についての元気の出る公社の現状と今後について伺うとのご質問ですが、本年度より株式会社宇検村元気の出る公社の職員等を増員して、現在、16名と役場職員1名の派遣を合わせて運営を行っております。取り組んでいる業務としては、これまでの堆肥の生産業務やトラクター等の大型機械受託業務に加えて、今年度より村道や林道、村有財産の除草業務及び遊休農地解消業務を実施しております。今年度の状況としましては、堆肥の生産業務やトラクター等の大型

機械受託業務につきましては、村内農家のニーズに対応できていると考えております。また、村道、林道等の除草業務につきましても、当初、計画していましたが計画どおり遂行できている状況であります。また、遊休農地解消業務につきましては、阿室地区において、約2.2haの開墾を行い、0.5haにサトウキビの植え付けをおこなっております。湯湾広下地区においては、約0.3haを開墾し、タンカン100本の植え付けを行い、その際には農家向けに植え付け講習を実施しております。今後は、これまで同様、村内農家のニーズに応えるよう、堆肥の生産業務やトラクター等の大型機械受託業務、村有財産等の除草業務を実施しながら、更なる遊休農地の解消に努めていきたいと考えております。なお、次年度の遊休農地の解消につきましては、阿室地区において、残りの約2haの開墾と、今年度開墾している農地にサトウキビの植え付け、湯湾広下地区においては、約0.3haの農地へタンカンを植え付ける予定であります。

以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○6番（吉永常明君）

まず、住宅について、ちょっと伺っていきます。答弁にもありましたように、本村に対しての空き家、移住希望者が年々年々増えているというような答弁ですけれども、これ、移住者というのは、全国的に、どの県にも関わらず、最近、近年、本当に増えていると思います。毎回のことのように、住むところがなくて、移住者が来れないというのが現状だと思われるんですけれども、本村においては、以前、令和じゃなくて、平成30年の一般質問で、住宅の件に同僚が質問した際も、30年で小規模住宅の建設が、当分の間は止めていくというような、多分、答弁があったと思うんですけれども、今回、新たに事業を再開されるわけですけれども、その住宅というのはどのような住宅を計画されているんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

空き家の改修は平成15年から30年まで、約30件の改修を行ってまいりました。その際の課題というのが、改修費用がどんどんこう高額になってくる。お金をかけないと改修ができないという、その課題と、契約期間の20年、若しくは25年の間に、再度、改修をしないといけないという、その課題がどうしても負の財産になってしまうということで、ちょっと方向を転換をして、考え直さないといけないということで、いろいろ検討した結果、今度はその事業とはまた別の、過疎地域に特化した事業ですが、定住促進空き家活用事業ということで、上限が400万となっております。この上限が400万というのを、ルールを守るといえるのはとても大事で、小規模の改修をしたときの、かなり高額になっていくという、そこの部分は改修をしないといけないので、建築は400万で納まる。更に、契約期間に、その20年、25年というの、10年で無償貸与をしてくれる家を対象にするということを限定に、各集落から募集をしたところ、約6件の物件が、区長さんを通して、こちらの方に申し込みがありました。書類審査の方で、もうどうしても無理だろうというのを、2件を省いて、4件の調査を

行ったところ、3件が該当するというので、家主さんも10年間は無償貸与を村に提供するというのでしたので、そちらの3件を対象に、今回、改修を決定するというので、空き家等対策協議会を開催いたしまして、その3件の物件を皆さんから了承をいただいたので、その3件に対して、今回、予算計上をさせていただいております。これから先、その対象物件が、該当する物件があるかという、もう本当に、かなり400万じゃきついでないかなということも考えられますが、今回は該当する物件があったということで、解消に努める3件を、1年間をかけて、行っていきたいと思いません。

○6番（吉永常明君）

今、課長から答弁がありました、ありましたように、以前の小規模住宅の改修は、1件につき500万ということでやったわけですけれども、今回、課長が400万という答弁をされましたけれども、近年のこう材料品の高騰などを考えたときに、実際にその400万で、どれぐらいの改修ができるのか。多分、古い住宅を改修するというのことは、多分、水回りなどが非常に扱いをやらないと住みづらいと思うんですけれども、そこら辺はどういうふうに思われますか。

○企画観光課長（辰島月美君）

かなり400万というのは、物価交渉、原材料費の高騰ということで、難しいというので、本当にギリギリ、3件が該当になったという案件です。屋根とか、シロアリとか、柱、土台、そういうのが腐食していたら、ちょっと400万じゃ納まらないということで、外見的にかなり住めるんじゃないかなという物件も、ちょっと該当しなかったという案件もありました。今回、この3件を改修したあとに、また、いろいろ課題が、また、出てくるかと思えます。奄振事業でも、令和6年度から空き家改修に対しての新たな事業がこう追加されるということで、今度は奄振事業の方に転換をして、空き家改修ができないかという、その方向転換も大事かと思うんですけれども、令和5年度は400万を上限に、建築がですね、ちょっと設計費は別なんですけれども、その住宅改修に関しては400万のこの事業が1地区で3件以上ということが基本、該当になっているので、ぎりぎり3件は改修に努めていければと思っています。

○6番（吉永常明君）

支障がなければ、どこの地区に何件とか分かれば、お願いしたい。

○企画観光課長（辰島月美君）

こちら、協議会の方でも承認はいただいているので、阿室地区で、阿室集落で1件、須古集落で1件、名柄集落で1件です。

○6番（吉永常明君）

これ、今、3地区で1件ずつやるわけですけれども、もう、住みたいという希望者がおられるわけですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

今の現状から言って、住宅不足という現況を考えると、改修をしたら対象者がいるだろうという

ことで、不動産屋さんを通して、また、いろいろ情報提供をしていく予定となっております。

○6番（吉永常明君）

今年度は村内の費用で、ということで、来年以降は奄振を活用できればという話ですけれども、非常にやっぱり、近年、本当にさっきも言ったように、移住希望者の問い合わせが多いと思うんですよね。その中で、やっぱりどこの市町村でも、やっぱり少子高齢化を、問題になっているわけですから、そういう利用できる、奄振なんかを利用して、どんどん住宅もやっぱり改修に努めていただきたいなというふうに思います。以上です。

次に、脱酸素、脱炭素社会について、ちょっと伺っていきます。本村は令和4年度に、令和4年度にゼロカーボンシティ宣言をして、2050年にゼロを目指すってことなんですけれども、年数はすごい期間があるんですけれども、そのゼロを目指すというのは非常にハードルが高いというふうに思っているんですけれども、そこら辺はどういうふうに捉えていますかね。

○企画観光課長（辰島月美君）

このゼロカーボン社会の実現に関しましては、かなりの予算を投入しないと、本当に一人一人の個人の努力だけではちょっと無理で、宇検村全体としての取組が必要と考えております。今、環境省が進めているゼロカーボンに対しての補助制度で地域づくりをするというところで、宇検村は計画をずっと立てて、申請をしている段階なんですけれども、かなりの費用がかかるということで、国の環境省の事業に採択されれば、かなり加速的に事業が展開されていくと思うんですが、まず、採択されなくてもできるところから、少しずつ計画は崩さずに進めていければと思っています。

○6番（吉永常明君）

本村に限らず、特に本村なんかは、台風、停電とか多い地域なんで、できれば硬質でも使った、エネルギーの開発に取り組んでいただいて、ちょっとでもやっぱり住民が住みやすいまちづくりを本当に取り組んでいただきたいと思います。本村は、一応、今、一般企業が太陽光パネルをこうやっているわけなんですけれども、行政として、そんな太陽パネル光の活用した事業は考えていないですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

事業申請するに当たり、太陽光パネルの設置というのは、項目の一つで挙げております。脱炭素を解決、脱炭素社会に向かうに当たっては、地域課題を、先ほども議員さんがおっしゃったように、停電が多いとか、自分たちの、地産地消、電気の地産地消というもの、すごく大事だと思いますので、それと、産業から出る、こう、廃棄物ですか、そういうのもこう課題の一つとして、そういうのをクリアするような展開ができれば、地域づくりにつながってくると思いますので、太陽光発電、そして、バイオガспラントでの発電。あとは、EV化、電気のEV、自動車ですね、そういうことを重点化、重点項目を3点ほど挙げて、今、脱炭素社会の計画づくりに取り組んでいるところです。

○6番（吉永常明君）

あと、もう一つ、本村、非常に山が多くて、水が豊富な地域なんで、水を使った、水力発電というのも一つの考えだと思うんだけど、そこら辺についてはどういうふうに思います。

○企画観光課長（辰島月美君）

今、直接村が関わっているのではなくて、一般の、民間の企業の方が調査に入っている案件があります。水力発電に関しましては。水が豊富ということで、そういう手段もかなり可能性があるとは考えております。再生可能エネルギーというのは、どういう手段があるかという、いろんな手段があると思いますので、今後は民間力もこう借りながら、地域性を生かした取組ができればと思っています。

○6番（吉永常明君）

非常に難しい取組だと思う、思いますけれども、行政だけではなかなかやっていけないと思うんで、やはり村民の力を借りながら、長い目で取り組んでいていただきたいなというふうに思います。

次に、道路交通整備網について、伺っていきます。まず最初に、曾津高崎線の林道の改良についてですけれども、答弁にもありますように、平成28年度より事業が始まって、今年で7年になるかと思えます。令和4年度の発注事業で、屋鈍の裏側というか、裏から西古見方面については、恐らく全部つながるかなというふうに思っているんですけれども、そこら辺は、課長、どうですかね。

（ここから録音不調により音量が極端に小さくなります）

○建設課長（栄 平四郎君）

はい、一応、計画の完了、予定年月、年月日、年としては、令和7年度に完了する予定になっておりますが、屋鈍側、屋鈍側は用地交渉が困難な区域が1.5kmほどありまして、その解消を除けば、あと、補助事業で全部、7年度までには完成する予定にしております。

○6番（吉永常明君）

今、課長が言ったように、その、用地が登記できない部分については、奄振の事業は使えないわけですね。ということは、もう、ある意味、今の、各、何カ所か、村道を舗装、改良、やっていますけれども、やっているわけですが、そういう取組で、もう、やっていくしか方法がないということ、どうなんでしょう。

○建設課長（栄 平四郎君）

今の屋鈍から1.5kmの区間、42筆ございます。今のところは、42筆中の19筆が完了しておりますが、残りの23筆の9筆は、今、書類を登記している状況で、まだ戻って来ておりませんので、もう、村有地にならない限りは、ほ場事業ではできないという状態になっております。

○6番（吉永常明君）

今、課長が答弁されましたけれども、その19筆以外の20については、課長の今の状況を見て、大体何年ぐらいで完了しそう。

○建設課長（栄 平四郎君）

これが、相続人が1人とかいうとかの、数えるほどだと幾つで終わるといふ相当も、想定もつくんですけども、相続人が多数な土地が多くてですね、なかなか前に進まない状況がありますので、今、何年に終わるといふことは述べられません。以上です。

○6番（吉永常明君）

私、毎年、この3月定例会で、この話をされているんですけども、今年は止めようかなというふうに思っていたんです。ところが、2月の南部3町村の議員大会で、初めてね、合同での議案がここだったもんだから、やっぱりこれはもう、やっぱり宇検村として、やっぱり早期の対策というか、事業を進めていくべきじゃないかなと思って、今回、あげてしまったんですけども。南部3町村の合での議題が、今回、あげられたわけですけども、それについて、ちょっと村長のお考えをお願いします。

○村長（元山公知君）

この屋鈍曾津高崎線は本当に重要なルートということ、観光とかその話にですね、まずは防災の面でも本当に重要なところなので、我々も本当、早急にしようと思っていまして。今、登記がこうできたところは、その補助事業でも進めている、一応、あるんですけども、やはり我々としては、あそこをもう、本当に南部のその議員大会での議題にもありましたけれども、やはりしっかりとそこを早くしなきゃいけないので、また、集落の皆様とのお話をさせていただいて、また、いい、どんどんどんどん進めていけるような方法が何かしらあるのではないかと思いますので、そこ、また、しっかりと協議しながら、例えばいろいろ、村の単独予算になるかもしれないんですけども、やはりそれを少しずつでもこう進めて行けるような方向をすると、その南部であげた議員、南部の議員だけであげた議題の意味が出てくるのかなと思っていますので、これはまた、ご理解いただきながら、進めて行きたいと思っています。

○6番（吉永常明君）

今回、南部の議員大会でこの話が出たのは、やはり大島全体を考えたときに、もう車で北大島から、大和村から瀬戸内から回ったときに、屋鈍と西古見の間だけが、普通に通れないわけですよ。それがあって、やはりそれは、やっぱり大島全体としても、早急にやるべきじゃ、ということで、今回、3町村の議題としてあげたんですよ。大変難しい面もあるかと思いますが、なるべく早めできるように努力をしていただきたいと思います。

次に、生勝線、生勝工区なんですけれども、答弁のとおりだと思んですけども、現状、行政側も努力をされているのは見えています。本当に、課長から見て、今、行政と漁協とが合致して、今、話を進めているわけですけども、今時点で課長が捉えている感覚は、どんな感覚ですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

漁協と役場の方で、その民有地の地主の方にも用地交渉に去年度、今年度、行きました。その中で、県としては、県、計画と民有地の方の計画がどのように自分なんかの養殖場を、養殖場をどのようにしたいというのを、計画が見えていないということで、県の一応概略設計でありますけれど

も、図面をその業者さんに渡して、そういう、今からどういうふうな計画を立てていますよという図面と、そういう、どれぐらいかかりますよというのを出示してもらった段階で、こちらから、また、県の方に進めて行こうと思っていますので、まだどういう状況というのは、なかなか見出していません。以上です。

○6番（吉永常明君）

今、課長が答弁されたことが、ある程度、クリアすれば、県としては前向きにやっていきたいという意向ってことですね。

○建設課長（栄 平四郎君）

その補償とかいう話になろうかと思えますけれども、その額がどれだけの費用対効果に現れるかによって、また、県のやり方も変わって来ると思いますが、それでいくのかなというふうに考えています。

○6番（吉永常明君）

その生勝工区については、もう北回りの宇検村の道路では、あそこだけがちょっと狭くなっているわけですから、行政側もずっと村民からいろんな声を貰って取り組んでいると思うんですけども、実際に進んでないから、やっぱり村民はあそこどうなっているんだ、いつまでも思っているんで、やはり行政側もやっぱりちゃんとこういう努力をしているということ、町民にやっぱり分かっていたいただきたいなと思って、今、こういう質問をさせてもらいました。今後も大変難しい問題ではありますけれども、やっぱり官民一体になってやっていけば、僕は可能じゃないかなと思っているんで、やっぱりお互い、意見を交わしながら、やっぱり取り組んでいければ、なんとかなるような気がしますんで、今後ともよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

次に、赤土山なんですけれども、赤土山については、現状、答弁にありましたように、これ、特別区域に入っているんで、現状の道路では、はっきり、県の建設課も、もう難しいというような話を聞いているんですよ。それで、今、行政と議会と一緒にやって取り組んでいるのが、もう明確にトンネル化を進めていったほうがいいだろうという、多分、話だと思うんで。やっぱり、やるからには、この改良じゃなくてトンネル化一本で、やっぱり県にお願ひしていくべきじゃないかというふうに思っていますけれども、ここら辺はどうでしょうか。

○村長（元山公知君）

この赤土山工区に関しては、本当、村民の、また、この宇検村に来られる方の悲願でありまして、そこを、しっかりとまた、進めて行かないといけないと思います。その進めて行く中にも、以前にも、議員さんの中からありましたように、協議会等を立ち上げながら進めると、もっと協力的になるのではないかということがありましたので、また、そういうことも模索しながら、しっかりと進めて行きたいと思っています。

○6番（吉永常明君）

トンネル化という話になってくると、去年のちょっと新聞にも載っていましたがけれども、もうお

がみ山トンネルが今年度から着工するというので、おがみ山トンネルを着工した場合、10年近くは、多分、次のトンネルはないのかなと思っています。そうした中で、やっぱり宇検村としては、その間、おがみ山の次は赤土山にトンネルをとという意気込みで、是非、取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

次に、施政方針について、ちょっと伺っていきます。今年度33億、去年が32億。約9,000万強の金額なんですけれども、答弁にもありましたように、今年、診療所建設が約2億ぐらいですかね、工事含めて、工事費、チェックング、2億2,000万ぐらいあがっていますけれども、それが主な原因かなというふうには思っています。そうした中で、ちょっと一つだけ、課長に伺いたいのは、一般予算が33億。当然、今後、補正が出てくるわけですよ。ここ何年かの当初予算と補正額を合わせると、大体、3億から4億ぐらいなんです、補正と予算が。そうした中で、この補正予算の財源というのはどっからくるんですかね。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。事業の財源は補助金、一般財源、あと、特定財源とかありますが、もちろん、高額な場合は単独ではできませんので、補助金がほとんどになると思います。それ以外では、今、地方交付税が伸びてもおります。それと、財政調整基金の貯金で、今のところ対応しているわけでありまして。ここ何年かの財調の取り崩しとか言いましても、今のところは財調は、予算には、当初、組み込みますが、一応、最終的にはゼロになって、財調は取り崩して、予算は組んでおりません。それは、補助金と交付税で、今のところは予算が組んでいる状況であります。

○6番（吉永常明君）

令和4年度の一般、3月の補正、一般の、補正となった、当初で32億で、最終的には35億ぐらいになっていく。地方交付税が令和4年度、当初、15億組んでいたのが、今回の補正になら19億ぐらい、かなりずれているんですよ。令和5年度の当初には、その16億ぐらいと、入っていたと思うんですけども、やっぱり令和4年度の実績から見て、令和5年度の交付税も最終的には19億近くになるという考え。

○総務課長（原田俊昭君）

先ほど、財源の話をしてしまいましたが、補助金と交付税って言いましたが、あと、起債ですね、地方債、借金ももちろん入っての予算であります。あと、その交付税の話ですが、一応、今のところは特別会計と一般会計を合わせると18億何1,000万か、18億4,229万3,000円ですが、これから特別交付税が入ってきます。昨年の状況を見ますと、特別交付税が1億3,300万、3月に入ってきていますので、それを足しますと、一応ですね、19億7,529万3,000円になる感じになります。まだ、初年度に入ってくるか、分かっておりません。その交付税の額ですが、標準財政規模というのが基準にありまして、それに対して、税金が、税金で足りない分が交付税で来るというわけでありまして、標準財政規模がこう伸びていかない限り、交付税も伸びないという仕組みになっています。今、ずっと見ていましたら、毎年、標準財政規模が伸びています。2年度、3年度とかですね。ですから、

今のところは国の予算の規模から言っても、一時はこういう状況が続くと期待はしておりますが、一応、そういうふうに見ております。

○6番（吉永常明君）

また、詳しいことは、明日から予算審査がありますので、予算委員会で、また、ちょっと聞いていきたいと思えます。

次に、宇検村の報酬と費用弁償の件について、ちょっとお伺いしたいと思えます。ここに、費用弁償の一覧があるんですけども、結構こう、長時間拘束されるというか、ほとんどのいろんな委員会が、大体、1時間、2時間で、こう終わるとというのがほとんどかなと思っているんですよ。そうすると、中で、こういう金額が出ているのかなと思って。ただ、なんで今回、これをあげたかという、やっぱりこれ、大体4,700円、5,000円とか、そういう金額なんですよ。多分、1時間か2時間の拘束だと思う、思うんですけども、そうしたとき、考えたら、バイト代からしたらすごい金額なんですよ。ただ、近年のそのいろんな物価の高騰等を考えたときに、答弁にもありましたように、やっぱりそろそろ考えていってもいいのかなというふうに思いました。これはもう、多分、条例で決められているので、勝手にすぐすぐはできないだろうと思うんですけども、もうやっぱり、長い間、全然、改正もされていないので、やっぱり、一般の我々が、社員がこういういろんな会合に行ったときに、拘束は1・2時間かもしれないけれども、やはり一日潰れるわけですよ。そうしたことを考えたときには、やっぱりちょっと考えてもいいのかなというふうに思うんですけども、そこら辺はどうなんですか。

○総務課長（原田俊昭君）

はい、確かにですね、4,400円という金額は、時間にしたら、もしかしたら時給という考えじゃ高いかもしれませんが、拘束期間一日潰れるとか考えると、ちょっと低いかなとも思えます。ですが、ここに書いていますが、とにかく近隣市町村見ますと、もちろん高いところもあれば、低いところも、宇検村よりもですね、あるのが現状であります。ですけども、宇検村の場合、かつて、平成28年ぐらいからぼーんと行政改革でこう下がっているんですが、それ以上は、5,900円とかいう時代もありました。平成6年辺りは5,700円とか、そういう時代もあって、また、下がった経緯もございます。ですけども、その当時からするとですね、財政状況も変わってきております。そしてまた、近隣市町村と比べることも必要だと思います。ですので、そういう時期に来ているというのは、今回、質問を受けて、いろいろ調べたりした結果ですね、いろんな今後の判断になってくるのかなと思っております。

○6番（吉永常明君）

今回、たまたま費用弁償と報酬で、こう、伺ったわけですけども、本来なら、役場職員の出生の際の手当だとかも、やはり、鹿児島に出張、東京に出張されたときの、やっぱり、全体的な物価高にね、食べる物にしてもそうだし、宿泊もそうですし。そういうものを考えたら、やっぱり報酬とか費用弁償だけじゃなしに、やっぱり手当も考えていくべきじゃないかなと思っているんで、今

後、検討をお願いしたいと思います。

次に、新型コロナのマスク着用についてですけれども、先ほども答弁もありましたが、3月13日からマスク着用が個人に、の判断に任すということなんですけれども、やはり、今、こうどこに行くにしても、やっぱりマスクするのが当たり前になっていて、なんかマスクを外したら、なんかこう、こういう感じになるんで、そこら辺は、やっぱり村として、ちゃんとなんかを、マスク着用、こういう場合はそのしなくてもいいとかいうのを示していただいたら非常にありがたいなというふうに思うんですけれども、そこら辺はどうですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えいたします。質問が来たときに、村長とも打ち合わせをしております。3月13日から個人の判断に委ねるということになっておりますので、確かにおっしゃるように、マスクをするしない、あの人しているよね、あの人していないとか出てくると思いますので、チラシをですね、作りまして、配布したいと考えております。13日はちょっと間に合わないかと思うんですけれども、こういうときにはした方がいいよという形で、チラシを配布したいと考えておりますので、そういったことです。

○6番（吉永常明君）

そしたら、今のところは国の指針どおり、3月13日からは、あくまでも個人の判断で、着ける着けないでいいってことですね。そうなるんですよね。

○保健福祉課長（保枝力人君）

はい、おっしゃるとおり、国の方針に従いながら進めていきたいと考えております。以上です。

○6番（吉永常明君）

はい、分かりました。次に、元気の出る公社について、ちょっと伺っていきます。現在、元気の出る公社が16名という答弁ですけれども、その16名で仕事の分担、例えば堆肥に関わっている人が何人で、耕耘に関わっている人が何人で、草薙が何人とかいうのをちょっと分かったら教えていただけますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。今、村道や林道の除草作業に関わる方が、現在5人、堆肥の生産や耕耘、そういったところに関わる方が4人、それに事務が2人。すいません、除草に係る方をオペレーターを含めて6人ですね。事務が2人、それと堆肥の製造等に係る方が3名、16。今、15人。もう一度申します。除草に係る作業員等が6名、堆肥製造、大型機械の運転の手が4人、事務が2人。

○議長（杉浦治俊君）

暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○産業振興課長（柳 栄治君）

それでは、お答えします。除草に係る作業員が6名、トラクターなどのオペレーターが3名、堆肥の製造に係る方が4名、事務の方が2名、そして、役場から1名の者がシュクで作業を行っております。

○6番（吉永常明君）

今、16名ってことなんですけれども、堆肥センターについては、村からの委託料が、令和3年度には1,700万。去年が2,500万、当初で、補正で800万。今年、3,500万、組んでいるんですよ。そうした中で、結局、今、阿室地区と広下地区を、休耕中の開拓をして、キビやタンカンを植えているわけなんですけれども、去年に阿室地区の休耕地を、その草払いのメンバーで、難いでキビを植えたわけなんですけれども、やっぱり計画的にちょっとやってほしいなと思ったのが、一気に全部やって、結局、キビの苗がなくて、半分近くは、また、掘ったままというふうになっているので、また、植えるときに、また、手を加えなきゃならないんで、そういうちょっと無駄がこう出てきているような気がして、やっぱり今後、そこら辺もやっぱり計画的にやっぱりやっていっていただきたいなというふうに思います。そこら辺は、課長もやっぱり、こんだけのメンバーがおるわけですから、やっぱり幅広く活躍、活用できるような取組をやっていただければと、これはもう要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（杉浦治俊君）

これで、6番、吉永常明君の質問を終わります。

暫時休憩します。開会は10時45分とします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、肥後充浩君。

○5番（肥後充浩君）

場内の皆様、おはようございます。通告に従いまして、一般質問を行いたいと思いますが、その前に、一言、所見を申し上げたいと思います。

新しい年になりまして初めての議会であります。村民の皆様方には、この1年が良い年であるとともに、健康で過ごされるように祈念いたします。また、元山村長の2期目の手腕を期待しております。今後ともよろしくお願ひしたい、いたします。

世界においては、先月2月6日にトルコ南東部とシリアで起きました、震度7.8の大きな地震が起き

ました。その地震による死者が両国で4万人を超える大惨事となっております。多くの犠牲者が出ております。その方々に哀悼の意を表したいと思っております。また、ウクライナにおいては、侵略戦争が2月24日で1年が経っていますが、まだ終結は見られそうにありません。話し合いにある、話し合いによる紛争解決の早期解決を心より願っております。新型コロナウイルスにつきましては、国において、ノーマスクや感染対策の緩和など、報道されておりますが、やはり高齢者の死亡リスクが高いと思われまます。国、国においては、私が知り得た範囲の中では、5類に引き下げたあとの医療費などは、まだ流動的です。重症化リスクの高い方々などは、5月から8月、9月から12月の2回、その他、全年齢を対象に9月から12月に1回、無料で接種を行う予定としていることも聞いております。今後とも冷静な行動を行い、引き続き、十分に手洗いやうがい等の感染予防対策を行いながら、日常生活をお願いしたいと思います。今年はいままで自粛していた集落や村においてもいろんな行事が3年振りに行われている、いくと思われまます。移動や旅行なども気兼ねなくできるよう、できることでしょう。村民みんな健康で明るく、笑顔が見える宇検村をつくっていきましょう。

それでは、一般質問に移りたいと思っております。

まず、今年度の施政方針について、伺いたいと思っております。

農業振興についてですが、新規就農者や担い手の育成と書かれているが、具体的には新規就農者や担い手の予定、若しくはその情報的なものがあるのか、お答えください。

2点目ですが、専門家による巡回指導とあるが、その計画は作成しているのか、お答えください。

3点目に、試験ほ場についてですが、去年の施政方針において、新品種のアテモヤ、コーヒーの試験栽培をすると発言していたが、その結果はどのようになったのか。また、今年度の施政方針では、新品種、新品目のシャインマスカット、バニラ、西洋野菜等を試験栽培すると言っていたが、その品目の選定理由の根拠を教えてください。

次に、防災対策についてですが、去年の議会でハザードマップの見直しをしようと言っていたが、どのようになっているのか、お答えください。

2点目ですが、そのときに、村内の標高が違っているところがあると表明していたが、見直しの記載等はできたのか。また、箇所数の増加もするとのことでしたが、増やせたのか、教えてください。

次に、観光施設ですが、去年も同僚議員から質問がありましたが、旧宇検市場の利用状況、活用方法はどのようになっているのか。また、村としてじっくりと検討すると話していたが、今後の利用計画はどのようになっているのか、お答えください。

2点目に、コロナウイルスの感染者の減少により、観光客の増加が言われておりますが、観光客の湯湾岳への登山客の増減はどのようになっているのか、村として把握しているのか、お答えください。

次に、社会福祉に対して質問をいたしたいと思っております。現在、高齢者交流の場として、湯湾地区で活動している、通称善時庵ですが、現在の利用状況並びに活用状況はどのようになっているのか、お答えください。

か、お答えください。

2点目に、昨今の物価上昇が著しいとメディア等で報道されていますが、卒業式や入学式、新生活、新生活において、出費の多い時期です。そのためにも、本村においても物価上昇対策支援として、計画等はないのか、お答えください。

あとは、通告席で再質問いたします。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの肥後充浩君の質問に対して、答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

肥後議員のご質問にお答えいたします。

まず、施政方針の農業振興についての1点目の農業振興において、新規就農者や担い手の育成とあるが、具体的に新規就農者や担い手の予定はあるのかとのご質問ですが、現時点での新規就農者や担い手の明確な候補はいませんが、元気の出る公社がその人材育成の基盤構築の橋渡しを担っていければと考えております。

次に、2点目の農業振興において、専門家による巡回指導とあるが、その計画はどのようになっているのかとのご質問ですが、毎月1回程度を目途に、JAあまみ大島事業本部の指導員をはじめ、県瀬戸内駐在の技術専門員、そして、村の担当職員とで連携をとり、村内のタンカン、マンゴー、パッションフルーツ等の重点品目を中心に、巡回指導を行っていく計画であります。また、巡回指導と並行して、重点品目の生育ステージに合わせた栽培管理講習会も、防災無線、FMうけんを通じて住民への周知を図り、随時、開催していく予定であります。

次に、3点目の試験ほ場は昨年の新品目、アテモヤ、コーヒーの試験栽培を行ったあとの結果は。また、今年度の新品目のシャインマスカット、バニラ、西洋野菜の選定理由は何かとのご質問ですが、昨年度、試験を行った品目、アテモヤ、コーヒーの試験については、村内での生産実績があることから、試験ほ場の栽培管理から農家が栽培する現場へと移行し、今後は現地での栽培情報を収集しながら、作付に適した条件を検証したいと考えております。今年度実証予定のバニラ等は、令和元年度に実施された村議会の所管事務調査の際に問われた栽培の検討に応える形での品目選定であり、当時は種苗の確保を含め、栽培の情報量が乏しかったため、今回までの準備期間を要しました。シャインマスカット、バニラともに、村内においては既に栽培に取り組みされている方がいるため、それぞれ、地域での情報を共有しながら課題を整理し、今後、2年間ごとの行程管理の情報を開示、共有することで、特産品としての可能性を地域全体で検証したいと考えております。西洋野菜については、直売所の情報発信の能力を生かしながら、需要と共有を掘り起こすことを目的とし、学校給食等をはじめとする地産地消の促進と国の推進する緑の食料システム戦略の有機栽培の拡大等について、本村で取り組める課題の検証を目的とすることで、伝統食材を含めた農産物生産の拡大を図りたいと考えております。

次に、防災対策についての1点目のハザードマップの作製はできたのかとのご質問ですが、現在、

校正を進めており、3月末までには納品される予定であります。

次に、2点目の村内の標高見直しの記載は昨年行ったのか。また、箇所数は増やしたのかとのご質問ですが、鹿児島大学との標高調査の際、周辺との比較から明らかに違うと判断した信号機付近と、湯湾岳登り口付近の2カ所については、表示板を外し、須古公民館の標高は見直しを行い、ハザードマップに表示しております。また、これまでの防災マップ上の表示には61カ所加え、標高が示されております。

次に、観光施設についての1点目の旧宇検市場の利用活用方法はどのようになっているのか。村としての今後の利用計画はとのご質問ですが、村が保有するe-バイクとサップのほか、付属品の収納庫として活用しており、今後も同様の目的で使用していく予定であります。

次に、2点目の観光客の増加が言われているが、湯湾岳への登山客の増減は把握しているのかとのご質問ですが、現在、設置している湯湾岳入り口のカウンターは故障等が多く、昨年7月からデータが取れていない現状です。1月から6月までの半年間の入山者数を比較すると、2019年が930人、2020年が1,195人と128%の増加となっております。今年度、予算措置をさせていただいて、現在、入山カウンター2基と盗掘防止カメラ3基を発注しております。年度内に設置し、令和5年度からは月ごとのデータを取得し、湯湾岳周辺の管理の充実を図ってまいります。

次に、社会福祉についての1点目の高齢者交流の場、善時庵の現在の利用、活用状況はどのようになっているのかとのご質問ですが、善時庵は令和3年4月から地域共生事業の一環として、宇検村社会福祉協議会と連携して運営しております。現在は休憩スペースや高齢者の方々が週に一度、周りの人たちとともに食事をする場や、住民が提案した趣味活動の場として活用しております。月曜日は職員が、水曜日と金曜日は社会福祉協議会の職員が10時から16時まで滞在し、平均4・5名の方が活用されております。

次に、2点目の昨今の物価上昇対策支援として、本村の対策は考えていないのかとのご質問ですが、本年度は肥料及び飼料の物価高騰支援としまして、村民の方の利便性を考慮し、コロナ交付金での対応となりましたが、農林水産省としましても、令和5年度の予算説明会の中にて、海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源を活用した肥料への転換を進め、国際情勢に左右されにくい安定的な肥料の供給と持続可能な農業生産を示すとの方針を示され、本村としましても、国及び県、また、奄美群島内の市町村の情勢と意向も考慮し、対応していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○5番（肥後充浩君）

お答え、ありがとうございます。

まず、農業振興についてですが、新規就農者や担い手の明確な候補はないということですが、これはどういった努力もしないというか、していないということではないんですかね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。農業、新規就農者や担い手の育成につきましては、長年の宇検村の課題でもあり、本年度の、失礼しました、令和5年度の当初予算でも、地域おこし協力隊の予算を組ませていただいておりますが、その予算の中で、元気の出る公社と協力をして、遊休農地を解消したあとの作付とか、そういったところに関わる方を1名、試験場、大島支庁の方が紹介していただいて、面会等もしましたが、今回、ちょっと4月の、4月にはその方との話が、交渉が上手くいかず、また、次の方を、今、探しながら、今後、そういった方を、1名でも多く、村の農業に関わっていただけるように努力はしております。

○5番（肥後充浩君）

それは分かりました。今、マスコミとかいろんなところで、新規就農者、都会の若者が来て、する、農業をしているとか、いろんなことが報道されていますけれども、そういったふうな、言えば、PR的な、宇検村もPRしながら、こんなことしてみませんかというような募集の方法も必要じゃないかと思うんですけれども、そういった感覚が、考え方はないのでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。村のホームページで掲載して募集をしたりだとか、そういったことも、今後、必要になるとは考えますが、一応、村が目指すその重点品目だとか、そういったことと、また違う、新しい方をされるという人材の募集や、また、村が奨励することに関して規模を拡大して、いろんな方法があると思うので、そこは、今後また検討しながら募集を、人をこう募集する形をとっていきたいと考えております。

○5番（肥後充浩君）

確かに、そういったことも必要だと思うんですけれども、元気の出る公社を使って、いろんなそのことをやるには、やはりそれをやったあとに、次の人にどうやってつなげていくかというのまで、計画的に考えていって行かないと、それをやっただけで終わってしまう。だから、言えば元気の出る公社は、あくまでも役場からの公的な金が入って、休んでもいろんな面で、そこを失敗しても、その作物を失敗しても、自分の身に降りかかってこないの、なかなかそういった面では、非常に楽な農業というか、楽、楽観的に見えてくると思うんですけれども、それをなくするためにも、やはり次の人を探しな、さがして、その人のためにはどんなことができるのかということを考えていくべきじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

先ほど、その地域おこし協力隊を元気の出る公社でという話をしましたが、一応、協力隊の任期が3年というふうに決まっていますので、その後、その方が公社で作付けを行った農地などを使われて、そのまま就農されていくという形が、一番いいとは思いますが、その方の希望で、役場の方で、もし営農指導、営農の指導に回る立場になりたいとかいう方もいらっしゃると思うので、そういった方も含めて、そういった方がたくさんこう増えて、先ほど議員がおっしゃったような、公社

で3年、そういった作業をしながら、その方などが、今後、新規就農、そして、担い手という形の流れで取り組めていけたらと考えております。

○5番（肥後充浩君）

それで、新規就農者というのは、宇検村においては、若者はなかなか帰って来ません。今、実際的に、その定年をされた方とか、向こうで仕事を終えられて帰って来た方々が、帰って来る率が、今、多いと思います。その方々、やっぱり60代。その方々が、新しく農業するに対しては、何10年もほっといた自分の畑や、先祖から受け継いだ農地が、結局、帰って来ても耕作できない。すぐすぐは耕作できない。そうしたら、そこに自分の私財を投げうってまでその畑をつくっても、大きな農業はできないだろうし、その辺の方々をどうやって受け入れて、その、絶対、そういった方々は年間に1人や2人、出てくると思います。ですので、そういった方々の掘り起こしと、それ、その農地の掘り起こしを公社の方でやって、畑ができるまでの状態にするまでに、やはり村として責任をもって、責任をもってじゃないですけども、耕作ができるような形までは、やはり村としてやってあげれば、新規就農、就農者としてできるんじゃないかと思うんですけども、そういった方法をできない、考え方はないですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

先ほど、吉永議員の質問でもありましたが、今年度は阿室を中心に遊休農地の解消を行いました。そのあと、やっぱり作付をしていくということが大事なことなので、今後、帰って来て、農業されたいとかいう情報をいただけましたら、公社の方とつないで、先にそこを優先して、耕作ができる状態にやっていくという方法もあると思うので、そういったところは、幅広くこう発信しながら、情報をこう聞き取っていけたらなと考えております。

○5番（肥後充浩君）

是非、広報でも、リタイアしたあなたに、農業をしてみませんかとかいうようなキャッチフレーズでも何でもいいですので、そういった形でも、高齢者でもできますよというようなのを、是非、打ち出していかないと、宇検村ではなかなか新規就農者というのは難しいことだと思いますので、広報なのか、そういったのでも、そういったふうな、その新規就農者、若い人だけをするんじゃないくて、やっぱり歳の方でもいいですよというふうな形を、是非、やってほしいと思います。

次に、その巡回指導ですけども、巡回指導は誰をとつか、ここでは計画的にと言うんですけども、なかなか私も農地におって、巡回する方々の顔を見たことないんですけども、実際に現在はどれぐらいの頻度で、何人ぐらいでどういうふうな活動をしているのか、その辺をちょっと教えてください。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。JAあまみの事業本部からは、特に果樹類の専門の方が2名、巡回をされています。瀬戸内駐在の専門員の方も、は1名、その品目というか、その時期時期に合わせて巡回をしていると思います。その担当は、今現在、2名で、そういった重点品目もですが、各個人の農家とかの、

どういふものを植え付けているとか、今の時期、何をやっているという情報を仕入れながら、巡回している状況であります。

○5番（肥後充浩君）

その巡回を、やはり定期的に、同じ時間、同じ時期に、水曜日だったら水曜日にこの地区を回っているよ。火曜日はこの地区を回っているよというのが、はっきりすると、農家の方々も多分それが常態、常にあるような形になると、農家の方々も畑に行く、行って、その方々を待つような形になると思うんですけれども、今の状態だと、いつ、どこで、誰が巡回しているのか分からず、結果的に、その指導も受けられないというような方々が多いと思います。ですので、小さな農家も、やはり農家ですので、そういった方々を拾い上げるためにも、今、診療所がやっている、そのペーパーで、今日は休みですよ、その休診日、何日って、医師不在とかって、そういったのがはっきり分かるような形の方が、今後とも、今後、農家のためにはいいんじゃないかと思うので、その巡回する方々と連絡をとって、何月何日、何曜日は宇検方面、何曜日は、また、崎原方面とか、そういったのを、やはり明確にして、その人型が、方々が勝手に、勝手にじゃないですけれども、自分の都合でするんじゃないなくて、やはり役場と農家の都合で指導に来てもらうような、そういう形を、是非、つくってほしいんですけれども、どうでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

巡回に関しましては、議員が言われるように日にちを示すというか、なるべくFMや防災無線を活用して、いついつ巡回する、しますみたい、巡回するとか、講習会を行いますということ幅広く、やっぱり周知することによって、そういった、いろんな農家の方のこう、声を聞いたり、相談を受けるような体制を、今後、また、構築していきたいと考えております。

○5番（肥後充浩君）

それと、その村の重点品目ですけれども、5品目ありますけれども、その、毎年、そういったのをやっていきますという話は聞こえてくるんですけれども、施政方針においても、いろんな議会の中の答弁においても。しかし、そのサトウキビには、目標はあるのか。目標面積は持っているのか。その収穫の目標金額はあるのか。全体的に何t、何tを収穫しようとか。タンカンにおいては、面積はどれぐらいで、売上、生産額はこれだけだという、その目標金額と目標数量と、そういったのが、宇検村では全然示されていないんですけれども、今後、そういったのも、せめて重点品目にしていただけたら、それをして、それに向かって、みんなでやっぱり、その農業振興の、農業を盛り上げていこうというのが、当たり前じゃないかと思うんですけれども。でないと、何のために、一人一人がこうやって耕作していても、最終的にどれだけなっているのか。村としては、いつまで補助、どんな形で補助金を出せばいいのか。ここが少ないから、ここの肥料をもうちょっと上げたら、収穫が上がるんじゃないかとか、こうしたら面積が広がるんじゃないかという、そういった数値目標がないおかげで、邁進していけない部分があるんじゃないかと思うんですけれども、そういったことをする考え方はないでしょうか。

○村長（元山公知君）

先ほどの肥後議員からの巡回指導の件から、まず、施策、話させてください。この巡回指導に関しては、やはり指導員の顔が見えない。先ほど議員もおっしゃったんですけれども、そういう声が本当、多々あります。ですから、そこを本当、解消していかなければいけないので、先ほど、議員のおっしゃられた、日にちを特定して回るという方法もあると思いますので、そういうのをしっかりと、また、協議していきたいと思っております。

その、重点品目の、今度は目標値に関してですけれども、それも本当に、今後、ブランド化にとってはすごい大事なことでありまして、タンカンの果樹部会もあります。今度は、例えばパッションとかマンゴーの、また、生産者であります。カボチャの方、いらっしゃいますが、その方々の会を設けてもらって、今年はみんなでどれぐらい頑張って作ろうということが、一番大事なことと思っていますので、我々が、そのどれぐらいというのは、それよりも、その、今、作られている方々の、が、今年、みんなでこのぐらい作ろうというので、我々もまた、そこでサポートしていくという形が、また、いいのかなと思いますので、そういうふうな会と言いますか、検討会、生産、例えば果樹部会とかで、タンカンの方ではちょっと聞いたことあるんですけれども、出荷検討会とかです、そういうのなんかも、また、できれば、また、今後のブランド化にもつながっていくのかなと考えておりますので、是非、検討、前向きに検討していきたいと思っております。

○5番（肥後充浩君）

是非、お願いしたいと思えます。やはり役場の方から、ある程度、その導きの指導をして、皆さん、大和村ではこれだけ、住用ではこれだけ、瀬戸内ではこれだけあがっていますから、宇検村ではこれぐらいはどうですかとかいう、そういったのは、やはり役場でないと、情報収集とかそういったのがなかなかできませんので、やはりそういった導き方を、役場としてはしていくべきじゃないかと思えますので、是非、その辺はよろしく願います。

それと、新品目のアテモヤ、シャインマスカット、バニラ、西洋野菜。どうしてこれを見ただけで、ちょっと宇検村が、これが宇検村に、是非、これが適しているから、この新品目をやろうということが、ちょっと答弁の中にも出て来なかったんですけれども、その辺はどういったことになっていますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

新品目に関しましては、農業、農業試験場や県の意向も踏まえながら、どのような作物が奄美大島に、そして、宇検村に適しているというのを、検証をする目的で試験ほ場で栽培を行っております。昨年度までのコーヒーやアテモヤに関しましては、ある程度、検証結果として、もう実際農地の方で栽培されている方もいるということで、今回、新しい5品目を挙げましたが、バニラ等に関しましては、今、試験場などからも、そういった生産を、奄美に適しているんじゃないかという情報を得られた状況ではありますが、この前の新聞等にも、奄美大島で実際、栽培されている農家もあるということで、今後、また、宇検村で面積をこう拡大していく上で、どういった栽培方法がいいの

かというところも含めて、今後、検証していく考えであります。

○5番（肥後充浩君）

私が調べたところによりますと、アテモヤで果実まで約4年、それから、コーヒーが大体6年から7年、シャインマスカットは2年目から、バニラ果実は3年から4年という長期の、結局、苗から植えて、それだけの長期期間をかかるわけですね。それを個人に、そこから収穫のないまま、個人が植え付けて、それを役場はただこうやって、観察経過を見るだけというのは、なんか試験的には、なんか違うんじゃないかと思うんですよ。やはり、せつかくハウス、小さなハウスですけども、村として去年、一昨年、作った、そういったハウスは、そういったのを試験栽培するために私は作ったのだと思っていたんですけども、やはりこうやって試験栽培というからには、個人にさせるんだったら、その個人に補助金的なのを流さないで、その人はずっとそれを、5年も6年も実るまで待ってくれないだろうし、その、しょっちゅう経過を見ない限りは、何が悪かった、これが悪かったという、そういったのも分からないので、それが試験栽培だと私は思っていますので、その辺はどう考えていますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

試験栽培は主に村の試験ほ場のハウスで検証を行って、実際、バニラやシャインマスカットを自分で植え付けをされているという方もいるという情報も入っておりますが、そういう方とは、実際、ハウスの中で検証している情報だとか、その方が実際作りながら、どういう生育をしているとか、そういう情報もお互いに共有して、今後、宇検村の主要作物になるものなのか、どうなのかというところも含めて、今後、何年間か経緯を見ながら、検証していきたいと考えております。

○5番（肥後充浩君）

それもいいでしょうけれども、その試験するときに、肥料を多くやったりとか、今、土のp hが悪くから、こういった肥料をたくさんいれなければならないとか、そういったことをすることによって、その作物が枯れてしまう場合もあるわけですね。だから、一般の方々がやっているのに対して、村として手を加えていって、それが駄目になったりしたときは、ちょっと困ると思うので、やはり、あくまでもそれは個人の方のは、その参考資料として持って、村は村として、やっぱり別に、鉢植えだったら鉢植えで、管理しながら、自分たちの思うようなことができるのは、自分たちのものでないと、思うようなことが。枝切も、全部、落とそうか、今年の収穫が終わったあとには全部落とそうかとか、いろんな形のその試験をするのにも、自分のものだったらできるんですけども、他人のものだったら、こうした方がいいんじゃないですかって言っても、なかなかそれはできないと思うので、その辺、もう1回、考え方を、この1年間かけて、改めてやってほしいと思うんですけども、どうでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

この新しい品目に関しましては、試験場等もそういった検証をしておりますので、そこで得られた情報を、村もこう活用しながら、現在、生産されている方にも、試験場の情報等も与えながら、

今後の経過を見守っていただけると考えております。

○5番（肥後充浩君）

それはもう、当たり前のことです。試験場の情報というのは、試験場で実際に植えられて、その試験場の方々が、その試験、試験の結果をお伝えるわけですから、それはもう、役場がその個人の農家につながるのとは当たり前ですので。こうやって、名前を知らないような品、新しい種目に関しては、やはり役場がちゃんと責任をもって、自分たちでその育苗し、そして、実を成らせて、それに対する結果も、また、言わないといけないと思いますので、その辺はやはり、流すだけでは、自分たちはやっていないのに、次、聞かれたら、自分たちがやっていたら、多分、それを答えは出るだろうけれども、個人の農家がしているから、あの農家に聞いてしか、結果的にならないと思いますので。その辺は、もう一度、自分たちでやれるようなことを、新品目の中で挙げて行って、みんなに、こんなことができて、こんなにたくさん成るから、皆さんもやってくださいって言えるような、試験栽培をしてほしいと思うんですけれども、どうですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今、議員がおっしゃったとおり、ここに書かれている新品目に関しては、まだまだこれから先にも普及していくものだと思いますので、しっかり試験ほ場の中で検証し、なるべく多くのものを成果として、今後、農家の方が生産できるような形をとっていただければと考えております。

○5番（肥後充浩君）

是非、そういうふうをお願いしたいと思います。

次に、ハザードマップの作成ですけれども、3月末までには納品される予定ということは、今月末には成果品として出てくるということですよ。

○総務課長（原田俊昭君）

この校正を進めておりますというの、もう何回もこう校正を進めておまして、進捗も85から90ぐらい、済んでおります。最終的にいろんな確認を、区長さんだったりしながらやっている状況ですので、予定どおり、3月末までには納品される予定であります。

○5番（肥後充浩君）

はい、分かりました。ハザードマップは、その前にも、成果品とする前に、宇検村のハザードマップには、もう落とし込んだということで、先ほど答弁をもらったと思うんですけれども、それでいいですか。

○総務課長（原田俊昭君）

この標高、鹿大と一緒に進めております標高の関係。このハザードマップに、以前は公民館は何m、どこどこは何mという表記でしたが、この新しく調べたところは、標高何mという形で矢印を付けて示してございます。その箇所数が61カ所。もう、いろいろこう、校正の段階で回ってきている資料にはですね、ちゃんとこう、もう表示されてございます。

○5番（肥後充浩君）

信号機付近と湯湾岳登り付近の2カ所については表示板を外した、外したというんですけれども、やはり地震とか津波とか、いつ起こるか分かりませんので、やはり現地には必要だと思うんですよ。いちいち、外におったときに、津波が出ましたって言って、家に帰ってハザードマップを探して、ハザードマップ、どこか、何mのところ逃げないといけないというの、そういう余裕はないと思うので、やはり表示を、その場所場所で表示するのは必要だと思うんですけれども、その辺の考え方はないですか。

○総務課長（原田俊昭君）

この表示ですが、村が設置した部分につきましては、2回設置して、最初、設置したあとから、ちょっと老朽化で、ちょっと見えにくくなっているんで、今後、また、新たに表示し直すふうにしななければいけないんですが、この2カ所につきましては、県の方で設置した場所でございます、県とやり取りをしまして、表示が、相違が、相当なちょっと差だったもんですから、そういうやり取りをした経緯がありまして、外したところでございます。

○5番（肥後充浩君）

去年の、確か3月議会で、私はこの質問したと思うんですけれども、その中で、10年ぐらい、もう経過して、見えにくくなっているとか、表示が見えにくくなっているというような話があって、そのときに、私は、是非、新しくしてくださいということをお願いしたんですけれども。他の町村のを見ると、公民館に、ここは津波避難場所ですよとか、そういったこと、しっかり、やっぱり書いて、標高幾らというのが出ているんですよ。ですので、やはり大きな公共施設には、はっきりと見えるように、もう一度、予算を使ってでも、人命を守るためですので、補正であげてもらっても結構ですので、是非、各公民館にだけはしっかり、大きくした表示をしてほしいんですけれども、その辺はする、しようとは思わないですか。

○総務課長（原田俊昭君）

今のところ、計画としてはございませんが、おっしゃるように、それはもう非常に大事なことだと思いますので、皆さんが見える場所にですね、表示をするように検討していきたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

是非、このアクリル板の半分でもいいですので、そういった大きなのを。というのは、各公民館には、やはり高齢者とかそういった方々もいろんな行事等で来ますので、子供たちも集まります。やはり、目に常に点く場所ですので、外に大きく、道路からでも見えるような、数字で大きく、予算は係ると思いますけれども、是非、集落内の14集落、それ以外にも湯湾は二つ、三つありますし、そういったのを考えると、給食センターとか、そういったところにもちゃんと表示できるように、学校の敷地内にも、是非、そういったのを必要だと思いますので、避難所となっているところでは、ここは何々の避難所で何mですよというの、是非、設置してほしいと思いますけれども、今年度中にどうにかできませんか。

○総務課長（原田俊昭君）

先ほども申し上げましたが、現在のところは計画はしてございませんが、これ、本当、非常に大事なことでありますので、防災、鹿大とかも、また、連携してですね、再度、はっきり、また、調べてですね、できる方向で、是非、取り組んでいきたいと思えます。

○5番（肥後充浩君）

是非、そのように検討して、今年度内に設置して、いつでもここ、ここに逃げていけば大丈夫だよって、この高さは幾らだよというようなことが分かるようなことをお願いいたします。

次に、観光施設ですけれども、確か昨年、同僚議員からきたときには、1年かけてじっくり、その使用の方法を考えたいということでお聞きしていたと思うんですけども、今、eバイクとサップのほか、附属備品というのは、何の附属備品でしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

附属備品は、ナイトツアー、若しくは団体で移動するときの、そういうグッズになっております。補正でもお願いして、予算を付けて、今、購入しておりますが、ナイトツアーグッズとか、雨の日でも利用できるレインウェアとか。インターコムって言って、団体のときに、こう移動するときに付けるやつとか、そういうのも、ツアーをする際に一式として必要な部品を、備品として管理をしております。

○5番（肥後充浩君）

あの広さで、これだけは本当に余裕があって、使っていると思うんですけども、私の提案として、あそこに体験型の施設を半分だけ使ったらどうか。というのは、観光客に、貝殻細工とか、そういうの、実際、体験してもらおう。そして、木工製品だったら木工製品の、小さなのを作っている方々も、宇検村では、宇検市場にたくさんの方々が手芸品を出しています。紬の端切れを使ったりとか。そういった方々が、あの半分でもいいですので、サップとか自転車、eバイクとかは、棚を作って、こうして引っ掛けていけるようにすれば、収納スペースが思いっきり小さくなると思いますので、その半分ぐらいを使って、やはりその観光客が宇検市場に来たときに、これはどうやって作っているんですかって言ったら、いや、ここで作っていますよという、あなたも体験してみませんか、一人幾らですよというような形でもできると思いますので、そういった方々の掘り起こし、そういった方々が常にあそこでいろんな細工をしているということも、また、宇検村の観光の一つとして、今後、考えていかなければいけないんじゃないかと思うんですけども、その辺は。急に私が出した話で、また、考え方も違うと思うんですけども、そういった考え方をすることはできないのか、お伺いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

使用のその用途については、たくさんの方々の意見をいただいております。eバック、eバイクやサップなどを、今、管理しているという観点から、宇検村のアドベンチャーツーリズム構築検討委員会で、そちらの中で話しをいろいろ持っていておまして、そういうやっぱり検討委員会の中での決定事項が一番だと思いますので、多くの人たちのいろんな多方面から

の意見もあるかと思いますが、そちらの検討委員会で決定した方向で進んでいければと思っています。

○5番（肥後充浩君）

1年をかけて、いろいろ検討してみたいということで、去年は確か答弁をもらったと思うんですけども、ほかにどのような使用の方法とか、そういったのは出なかったんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

体験観光ということで、今、備品を揃えているので、大々的に看板を設置して、そちらを拠点として進めて、村民にこう周知をしていくべきではないかという意見もありますので、7月からはそういう方向で、体験観光ということで、備品を利用してスタートをするというのを踏まえて、そこから始まった中で、また、いろいろ課題等もあるかと思いますが、そういう変更ももちろんあり得るって、考えておりますが、まずはスタートするというのを目標に、計画をしていきたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

是非、そういうふうに、やはり検討して行って、次のことをするというのも必要だと思います。e-バイクとかサップとかいうのは、若い人向けで、実際に60歳以上の方がそういったのにとっかかるかという、なかなか大変だと思いますので、是非、その辺は考慮して、若者だけじゃなく、やはり観光客と言えば年寄りの方々も来ますので、その方々にも、やっぱり宇検村はいいなというような、こんなこともできたよということが、口コミでもできるような形にしてほしいと思っておりますので、是非、また、その辺の検討もお願いしたいと思います。

次に、湯灣岳入り口のカウンターですけれども、これはもう、故障して直ってはいないんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい。もう、完全に新しいものと取り換える計画になっております。3月中には設置する予定となっております。

○5番（肥後充浩君）

はい、ありがとうございます。是非、私もこれの設置ができないかと思って、今回は質問したわけですけれども。確か、今年になってから、そのカメラに写っていた、写っていないということで、迷った人が判明したということも聞いておりますので、是非、そういったのも、村のためにもなりますので。壊れたら、すぐ修理をして、新しいのを付けてください。よろしく申し上げます。

次に、社会福祉についてですけれども、善時庵って言っているんですかね、で、これは今、こういうふうに週、いろんな方々が利用されているということで、非常にいいことだと思っております。これを他の集落にも、やはり、設置していくような計画とか、そういったのはないんですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えいたします。実際、今、おっしゃられるように、他集落ということも考えてはいます、考

えたときもありますけれども、まず、空き家が必要になってきます。先ほども話があったように、集う場所として、空き家も必要になってきます。また、マンパワーというか、人も必要になってくると考えられます。善時、実際、誰でも気軽に立ち寄れる場所としてですね、各集落、また、各校区単位でもいいと思うんですけれども、他の要望等がありましたら、協議をして、空き家が、使える家があるのか、そういう形があるのであれば、また、そこに、常時はいないんですけれども、こう、自分たちで運営というか、そう、管理していくよという形がとれるのであれば、前向きに検討していきたいと考えております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

その空き家がないというのも、確かに空き家がないのは、私もそう思っています。しかし、それは代わりに公民館使用でできないのか。公民館を使うときには、使用できないんですけれども。湯湾はもう、今、これで、ある程度、その人の手がいらずに進んでいっていると思います。自分たちの自主運営的な形で。ですので、やはり高齢者は、次、ほかのところにもいますので、そういったのは、また、次の集落で、公民館を利用して、やってみて、不具合がでたら、それをどうやって解消できるのか。マンパワーが足りなかったときにはどうするのか。そういったのも、いろいろな負の材料が出てくると思いますので、まずは先駆けて、他のところでもやるべきじゃないかと思うんですけれども、その辺の考え方はやったことないですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

課内でも、そういう、各集落、また、校区単位で必要なんじゃないかって話は出るんですが、先ほど話したとおりに、やっぱり施設とかあります。公民館とかの活用もいいんじゃないかという話も出たんですけれども、やっぱりそこで、まず、自分たちが何をするのか。集まって何をするのかというのも、やっぱりあげてもらいたいなという気持ちがあります。こちらの善時庵では、こう、趣味活動って、こう、いろいろやっているんで、やっぱりそういう形をもってきてもらってからは、私たちが動けるのかなという形に話しているところです。以上です。

○5番（肥後充浩君）

そのためには、やはり集落に入って行って、まずはその保健福祉課の方々か、社協の方々と一緒に、その集落に行って、集落で話を聞かない限りは、役場の上の机上だけの話では、何も進まないと思うんですけれども。でしたら、この1年をかけて、そういったことをするか、ことができるのか、あるのか、その辺はどうでしょうか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。我々も各集落で週、公民館を使いながら、教室等も開催しております、高齢者向けの。また、その中で意見を聞きながらですね、1年かけて、前向きな考えで進めていけたらなと考えております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

こういったのは、一朝一夕でできるわけじゃありませんので、この善時庵も、もう4・5年経って

いると思います。私が見るからには、もうある程度、自分たちでも集まって、できるというような形がとれてきつつあるなと思ったから、次の集落にもそれを飛び火させた方がいいんじゃないかと思って、こういった話をしているんですけれども。それを念頭において、やはりその各集落、ターゲットをどの集落に絞るのかはいろいろあると思うんですけれども、いろんな点を考えながら、やはりそういった情報収集を、この1年間かけて、是非、やってほしいんですけれども、どうでしょうか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

はい。そのとおり、1年かけながら、いい福祉ができるように検討したいと考えております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

是非、来年のこの会には、今年度は須古集落でしますよ、田検集落でしますよというようなことを、是非、聞かせてください。でないと、やはりもう、家から出るということが、老人にとっては一番大事ですので、そういった場所をつくるためにも、いいことだと思います。いいことは、まず、率先してやって、実践して、スピーディーに、村長の話にもありますように、スピーディーに、とにかく動いてもらいたいと思います。でないと、来年度の予算的には、1月が限度じゃないかと思っていますので、あと8か月ぐらいいきありませんので、是非、その辺はしっかりと判断して、行ってほしいと思います。

次に、物価上昇ですけれども、答弁貰った中には、農業の資材とか、そういったのしかあがっていません。私が思うには、どんと券の発売は、どっちみち今年も行う。ですので、今、物価上昇のこの時期に、早々と出して、入学や卒業生、そういった、その父兄たちが、今、使えるような、燃料代にしろ、何にしろ、使えるようなことをしてほしいために、ここで物価上昇の対策はって、私はあげているんですけれども。是非、それを、もう3、4月の1日から発券できるような、そういった形が望ましいかなと思っていますので、スピーディーにできないのか、その辺はどうでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

どんと券につきましては、来年度も引き続き、予定をしておりますが、発行時期につきましては、また、国の補助だとか、そういった関係もあって、内示だとか申請だとか、そういった時期もありますので、おっしゃられたとおり、なるべく早急に対応できるように、また、県の担当とも協議をしながら進めていきたいと思っています。

○5番（肥後充浩君）

是非、それは早急に。国の補助金請求は、事業が終わったあとで補助金請求しますので、その前に、やはり申請とかそういったのもしなければならぬんですけれども、村として最終的にその建替えて、置いておくということもできますので、みんなが必要としているときに、是非、早急に発注してもらって、それを、みんなが喜んで使えるようなシステムをしてほしいと思います。ですので、まだ3月の頭ですので、あと印刷と、そういったのを、印刷代は4月になって払えばいいだろう

し、その辺はちょっとあんまり言えないところなんですけれども、是非、そういったことをしてほしいんですけれども。その考え方は、早目でなくて、4月中にはできるとか、そういったことは言えないですか。

○村長（元山公知君）

今、4月中にはできるって断言はできないんですけれども、ちょっと、また、早く出すような取組を、また、みんなで協議していきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○5番（肥後充浩君）

是非、そういうふうに、早急に、村長がおっしゃっているスピーディーなことは、みんなも喜ぶことですので、是非、やってほしいと思います。

これで、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（杉浦治俊君）

これで、5番、肥後充浩君の質問を終わります。

暫時休憩します。午後の開会は1時15分とします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時15分

（以下、マイクの音量不足）

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、倉本富夫君。

○1番（倉本富夫君）

場内の皆様、こんにちは。通告に従いまして、一般質問をする前に、一言、所見を申し上げたいと思います。

令和5年度、第1回定例会で、今年度も官民頑張って、宇検村をより良くしていきましょう。昨年コロナにより村、集落のイベントがなかなか実施されずにもどかしい年となりました。本年度からは2類相当から5類に引き下げられる方針となり、イベントや行事等がコロナが流行る以前の状態に戻り、交流や行動が頻繁に行われるようになっていくと思います。村民の皆様には、今後も手洗いやうがいなどの感染症対策をしっかりしてもらい、健康で健全な日常生活を送れますように、頑張っていきたいと思います。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

まず、元気の出る公社についてです。

次に、現在の運営状況と今後の運営方針をお尋ねします。

次に、公共バスです。村内2路線で、平日4本、土日、祝日が3本となっていますが、運行状況を伺いたいと思います。また、今後の課題はどうなっているのかをお答えください。

次に、交流事業についてです。コロナでここ3年間、頻繁に事業が実施できなかつたと思いますが、等級引き下げにより今年度からはいろいろとできなかつたことができるようになってくると考えています。まず、一つ目が、2017年に友好都市提携協定をスタートした七ヶ宿町の、との今後の村としての取組方をお聞きしたいと思います。

二つ目は、2019年に包括連携に関する協定で東北福祉大と締結をしていますが、今後、村としてどうかかわっていくかをお伺いしたいと思います。

三つ目は、沖縄県との平和交流事業ですが、今後、どのような取組を考えているのか、お答えください。

あとは、通告席にて再質問したいと思います。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの倉本富夫君の質問に対して、答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

場内の皆様、こんにちは。それでは、倉本議員のご質問にお答えいたします。

まず、元気の出る公社についての現在の元気の出る公社の運営状況と今後の運営方針についてのご質問ですが、吉永議員のご質問にもお答えしましたが、現在、株式会社宇検村元気の出る公社の職員等を増員して、これまでの堆肥の生産業務やトラクター等の大型機械受託業務に加えて、今年度より村道や林道、村有財産の除草業務及び遊休農地解消業務を実施しております。今後の運営方針としましては、これまで同様、村内農家のニーズに応えるように、堆肥の生産業務やトラクター等の大型機械受託業務、村有財産等の除草業務を実施しながら、更なる遊休農地の解消に努めていきたいと考えております。

次に、公共バスについての公共バスの運行状況と今後の課題についてのご質問ですが、現在、村内で湯湾から屋鈍線の1号系統と、宇検から新村線の2号系統の2路線でバスが運行しております。1便が運行増加になった令和元年10月1日からの平均乗車人数は、1号系統が年間約3,500人、2号系統が約1万人で、平均乗車密度は2号系統がca.1.0人ですが、1号系統に関しては、2年前が0.9人、前年度が0.5人と減少している状況となっております。運行に対し、村から年間2,000万円近くの補助金を支出し、公共交通を維持しております。財政的な部分も課題となっておりますが、バス車両の老朽化、バス会社全体の運転手不足のほか、現在は落ち着きましたが、コロナ禍など社会情勢から影響を受ける経営状況の変化など、地域公共交通が抱える課題は様々ですが、村内の移動手段として大切な公共交通の課題解決に今後とも積極的に取り組んでいく考えであります。

次に、交流事業についての交流事業の推進についての①七ヶ宿町との友好提携協定について、今後、村としての取組はとのご質問ですが、平成26年度より小学6年生を対象とした相互交流事業が始まりました。令和2年度及び令和3年度と、新型コロナウイルス感染症のため、相互交流事業がやむなく中止となり、交流事業に参加できていない中学1・2年、1年、2年生を対象に、令和4年度から相互交流事業を再開させました。今後につきましては、七ヶ宿町教育委員会とも協議をした結果、中

学校1年生を対象として、今後も引き続き、相互交流事業を推進してまいります。地場産品等の物流に関しましては、今年度は10月に開催された七ヶ宿ふるさと祭りふれあい市に宇検村ブースを設けていただき、物産販売を行いました。明けて、1月の宇検村で開催された、世界自然遺産登録1周年記念イベントでは、七ヶ宿町の方々が宇検村で物産販売を行うなど、事業を継続しております。七ヶ宿町と宇検村相互の直売所においては、お互いの農産物の販売もイベントに合わせて行い、友好都市としての七ヶ宿町、宇検村の知名度はお互いに高まっている状況ですが、今後はイベント時のみではなく、継続的に直売所で販売できるよう協議を進め、年間を通して、相互の物流が充実し、販路拡大につながるよう取り組んでまいります。

次に、②東北福祉大学との包括連携協定について、今後、村としての取組はとのご質問ですが、本村は2019年8月、地域発展と人材育成を目的に、東北福祉大学と村で初めてとなる大学との連携協定を締結いたしました。東北福祉大学のスポーツ合宿を受け入れてきたのが縁で包括協定に至りましたが、コロナ禍の影響もあり、スポーツ合宿やゼミ生の受入なども途絶えていた中、先週、3月2日から6日まで、数年振りに東北福祉大学の2グループのゼミ生の受入が実現いたしました。今後につきましても、大学側の要望があれば、運動部の合宿やゼミ生の受入を積極的に行ってまいります。

次に、③沖縄県との平和交流事業について、どのような取組を考えているのかとのご質問ですが、本村と沖縄県との平和交流事業につきましても、平成30年度より実施をしておりますが、平和交流事業におきましても、令和2年度及び3年度と新型コロナウイルス感染症により中止を余儀なくされております。令和4年度で第3回目の事業の実施となっております。今後につきましても、施政方針の中でも述べたとおり、慰霊碑建立地の責務として、受け入れるだけではなく、相互に交流できるよう、仕組みづくりを検討してまいります。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○1番（倉本富夫君）

まず、はじめに話した元気の出る公社の運営状況と今後の課題の方なんですけれども、現在、堆肥を作るのに、バークを副資材として使っていると思うんですけれども、年間使うバークの量が大体800tだったと思うんですけれども、その分のバークの確保の方はできているのかどうかを、ちょっとお聞きしたいです。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。令和4年度から、きょう納開発さんの方にバークの生産というか、をお願い、契約してまして、月当たり60tを目標に作ってもらっている予定でありましたが、実際のところ、原木の出荷が少なくなったり、また、粉碎機の修繕等で、きょう納さんからは、現在、今の段階で107tの購入をしております。それで、里山興業の方からも足りない分を購入してまして、それが415t。合わせて、9月末現在で532tを購入している状況になります。

○1番（倉本富夫君）

今、現在535 t、バークを購入しているということなんですけれども、堆肥の生産は以前と変わらず生産されているのでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

公社の方で出荷量を月ごとに報告をいただいておりますが、令和3年度で販売した t 数が約553 t に対しまして、4年度の1月末で310、失礼しました、361 t を販売しております。ですので、2月、3月と合わせて、若干バークの購入も少なくはありますが、生産者からの要望のある t 数は確保できていると考えております。

○1番（倉本富夫君）

最近、堆肥センターの前を通ると、ちょっと臭いがきついような感じがあるんですけれども、なんだろう、やっぱりその破碎したチップとか、そういう、バークを加えれば、臭いが、経験上なんですけれども、ちょっと落ち着くような感じがするんです。今後、きょう納開発さんと月に60 t という契約を交わしたというんですけれども、今後、また、今年度、月に60 t、一応、出る見込みはあるのかどうかというのをお聞きします。

○産業振興課長（柳 栄治君）

きょう納開発さんとは、今まで契約を結んだ以前、2回ほど、村と協議を行って、足りていない分のバークの作るということに対して、村としても月60 t を目標にということをお願いしているということはあるんですが、現在として、1・2月は上がっていない状況が続いております。鹿児島県の方とも、今、協議を行って、来年以降、きょう納さんの方で立てられた60 t という目標が現実的にどれぐらいの生産があがってくるのか。また、足りないものに関しては、里山興業や笠利町の方からの購入も含めて、それと同時に、粉碎機をリースや購入をして、堆肥を確保するというところも、念頭に入れながら、今後、考えていきたいと思えます。

○1番（倉本富夫君）

自分もその木材の破碎機について、ちょっと話したかったんですけれども、やっぱり、もうその農家が出した雑木とか、ああいうのも、破碎にかけて、副原料となりますんで、そっちのその破碎機の方も、是非、入れてもらって、今後、また、堆肥の生産とかに役立てていってもらいたいなと思います。

あと、堆肥の値段なんですけれども、今、あれ、幾らだったかな、値段なんですけれども、今、物価とかも上昇しているし、そのバークの方もやっぱり購入しているということなんで、値段が上がらないといけないのかなど、個人的に思うんですけれども、そこら辺はどう考えていますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

J Aとかで販売している肥料については、今年度はコロナ交付金を利用して差額分の補助をやりましたが、公社に、から販売する堆肥につきましては、通常と同じ販売をしております。今後も、また、近隣市町村や公社の運営状況を見ながら、今後の価格は検討していきたいと思っております。

ます。

○1番（倉本富夫君）

次に、遊休農地の解消を、今現在、公社の方がしているんですけども、去年、阿室地区と広下地区を解消して、タンカンとサトウキビを植えるということになっていたんですけども、今年、令和5年度も、一応、そういうふうには、大体何、どこの地区を何haするとかいうのは決まっているんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

令和5年度の予定としましては、阿室の中学校の後ろのが、まだ、耕耘していないところがありますので、まず、そこを解消をしたのち、また、それに伴う、その畑の有効利用というところも、耕耘したまま、また、放置するわけにはいきませんので、そういったところは、各集落の要望、ほか、現在、使われる方のニーズに合わせて、場所は選定していきたいと考えております。

○1番（倉本富夫君）

先ほどもその肥後議員が言っていたみたいに、やっぱり、今後、農業をする方が有効的にしてもらおうよう、農業をしてもらうように、そういう方法、方向でよろしく願います。

阿室地区を今度、今年も開墾していくという話なんですけれども、今、その、今、その公社が16名で、伐採とかそういう除草が6人で、トラクター機械の方が4人。堆肥が4人で、トラクターが3人という、そういう分けてやっていると思うんですけども、今後、また、そういう農地を広げて、現に、今、広げてやる方がいない状況で、今、広げているわけじゃないですか。今後、また、そういうことが続いてくると、ずっと公社が管理していかないといけなくなると思うんですよ。今後、そういう管理の面とかも考えたら、この人数で足りるのかなと自分的には思うんですけども、そっちの方は、そっちの方はどう考えているか、ちょっとお教えてください。

○産業振興課長（柳 栄治君）

今、議員がおっしゃったとおり、耕耘だけを続けていって、遊休地を解消しても、そのあと、やっぱりそこで作付けを行うところが解消されなければ、また、何年後かにこう荒れるという状況が続きますので、村としましては、公社が、最初の作付けは行いますが、その、それ以降の管理に関しては、先ほど言った担い手とか、新規就農者の方を探しながら、今、現在、農家、経営されている農家の方に面積を拡大していただいたりとか、そういった形で農地を有効利用していただければと考えております。

○1番（倉本富夫君）

それでは、出てくれば話は早いんですけども、新規就農者とか、次の担い手とかいうのは、やっぱりなかなかハードルが高いと思うんですよ。公社の手助けを得ながら、兼業で、他に仕事をしている人で、土日、農業をやりたいという人たちも、多分、いると思うんですけども、そっちの兼業農家の方たちにも、やりやすい農業とかいうのも、ちょっと役場の方で考えてもらって、何かできないかなというのを、今後、また、考えていってもらいたいと思います。

次に、公共バスの方についてですけれども、現在、利用者数、書いていたんですけれども、高校生の定期の購入をされている方がいると思うんですけれども、湯湾新村線で、新村から奄美市のその最寄りのバス停にという、定期の料金を無償でやっていると思うんですけれども、今現在、その高校生は何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○住民税部課長（柳 百々代君）

高校生通学バスについてですが、現在、村内に住民登録のある高校生通学バスの対象者が11名となっております。そのうち、7人の方が通学バスの定期券を利用しています。利用のない方々がいらっしゃいますが、この方々は村内に住所を置き、村外に居住している方であったり、あと、通信高校の在学学生とか、それとあと、家族の方が通学に係る送迎ができる方々となっております。はい、以上です。

○1番（倉本富夫君）

その定期を購入している7人の方について、ちょっとお聞きしたいんですけれども、部活とか、そういうのはやっていらっしゃる方たちなんですかね。

○住民税部課長（柳 百々代君）

通学定期券を購入されている7人の方についてですが、部活動をしているかどうかというのは、把握はしておりません。ですが、その通学バスの定期券の対象者以外の方、奄美市に住所を置いてとか、夏休みの期間中、帰って来るとかいう方たち、準住民の高校生バスですね、この方たちの利用が2人おります。この方たちは、休日のバスの利用があったり、夏休み中の学校の活動、部活動ですね、に、そのための利用をしております。以上です。

○1番（倉本富夫君）

ここから、朝早くバスで新村まで行って、通って、最終の便が4時から、新村が、新村からここに向けてくるのが4時ぐらいのバス、時間だったと思うんですけれども、それじゃ、多分、部活が多分できないんですよね。村内から部活をやりたいという子は寮か下宿とかになっていくと思うんですけれども、村から通わして、部活をやってもらいたいなという自分の思いがあるんです。そっちのその部活帰りの子供たちを、どうにかそのバスを、何時ぐらいに、7時ぐらいとか、8時、最終が、新村に着くのが8時なんで、7時ぐらいとかに迎えに、多分、親御さんが行っていると思うんですけれども、その負担、今後、ケンムンの館がバスの停留所になると思うんですけれども、そっちの方から新村まで、新村からそっちの方まで迎えに行ったりできないのかなという、ちょっと思いがありまして。それは、村、村的にはどういう考えを持っているか、教えてください。

○議長（杉浦治俊君）

どちらが答えますか。

○村長（元山公知君）

今の倉本議員の質問にお答えします。村にいながら、保護者の送り迎えもなく、公共交通を使って部活動まで全て終わらせて、ここに帰って来れるような、その公共交通の便数を増やしたりとか

ができないかということだと思いうんですけれども、非常にちょっと厳しい、今の中では、その、ここに取り組んでいくというの、難しいんですが、また、今後、いろんな意味で、例えばその公共交通と、また、別のまた、移動手段等を考えれば、本当、理想なんですけれども。そこはまた、一つの、我々としても、また、課題として、議員からの要望として、また、我々に、また、受け止め、受けさせてもらえればと思います。お願いします。

○1番（倉本富夫君）

はい。本当にちょっとよろしくお願いします。やっぱり宇検村から村外に出て行って、自宅からの通学という選択肢、部活をしている子に、自宅からの通学というのをやってもらいたいというのかというのが、自分の中であって、やっぱり宇検村にいないと、宇検村のこと、分からないんで、宇検村の良さを知ってもらうために、そういうことができたらいいなと、自分も思っていますんで、今後、また、前向きにちょっといろいろと考えていってくれたらなと思います。

次に、交流事業についてです。まず、七ヶ宿町との交流についてなんですけれども、昨年、中学1・2年生を対象として、交流していると思いうんですけれども、前からのこう、前から、その交流事業をやって、なんかそういう、やっていた子供たちが、今も接点があるのかどうかというのを、ちょっとまず、お聞きしたいと思います。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

はい、お答えします。平成26年度より小学性を対象にして、相互交流事業が始まっております。小学生ということもありまして、当時から令和元年まで、携帯電話等の持ち込みは禁止をしておりました。ですが、今回ですね、中学生を対象にすることで、自己責任で携帯等の持ち込みも大丈夫にしております。そこで、七ヶ宿町の子たちとSNSですね、LINEの交換だったりとかやっているんで、今回から、中学生、平日でもLINEでつながったりとか、あと、学校、田検中学校では、七ヶ宿中学校と月1回、Webでつながって会議とかをやっている状況があります。以上です。

○1番（倉本富夫君）

是非、田検小、田検中学校とか小学校とかじゃなくて、それ、村内の学校に広めてもらって、そういう交流を、やっぱりほかの市町村の子供たちとかと関わるのも、やっぱり子供たちに対して大事だと思うんで、やってもらいたいと思います。

あと、物流、物産品とかは、一応、いろいろとイベント時とかに持って行ったりしているんですけども、そこで、また交流した学生とかを使って、使ってというか、お願いして、行ける子供たちとか、来れる子供たちとか、向こうから来れる子供たちとかを呼び、呼び込んで、お互いに交流させたり、交流させて、また、いいところ、お互い、いいところをなんか発見し合ったりとかいう、大人になった子供たちが、とか、現中学生とかが交流に、物の大切さとかもいろいろ分かると思うんで、そういうのは、一応、計画というか、考えられないでしょうか。

○村長（元山公知君）

その交流については、この七ヶ宿の交流もですけれども、また、今後も交流の中で、例えば我々

の関東、関西宇検村会があります。それが、七ヶ宿の子供たちが、例えば関東圏、関西圏、ここに例えばこう、進学とか、そういうのがあると、また、七ヶ宿の方の保護者の、また、ご理解を得ながら、そういうことでも案内を出して、その中で一人でも二人でも、また、その宇検村会に、宇検村のファンとして、また、参加してもらおうと、また、こう、交流も広がっていくのかなど。そこで、七ヶ宿の方々も、そういうふうにして、そういうふうな郷友会があるとすれば、また、我々のところにも、また、案内があると、我々もまたそういうふうにして、この七ヶ宿と交流した子供たちにも、また、しっかりその案内を出しながら、そういうふうな交流が少しでももう進んでいけば、どんどんどんどん、また、あとは人数が増えていってというのが、そういうふう期待したい、しているところであります。

○1番（倉本富夫君）

はい。あと何か言いたかった。すいません、次に行きます。

東北福祉大学の方なんですけれども、スポーツ合宿を受け入れて、ゼミの受入やいろいろなことをして、したという感、したということなんですけれども、数年振りに、2グループのそのゼミ生が受け入れたということなんですけれども、今後、また、そういう、学校側から希望があれば受け入れるという形なんですか。

○村長（元山公知君）

この学校側から希望があればというのはですね、我々の中で協議したんですよ。今、東北福祉大は、以前、協定を結んだときは、学長、副学長、また、その職員等も代わっているということで、代わっているというか、また、交代されたということで、その時の思いというのは、やはりこちらだけしか、今、持っていないというか、僕、先方の、また、気持ちをまだ確かめてないまま、この協定だけが、今、残っているという感じであります。コロナ禍でなかなか向こうにも行けなかったのもありますし、またちょっと、なかなか感觸的には、以前のようなその深い、そのつながりが、今、ない感じを受けているところでもありますので、そこは大学側と、また、今後、また協定を結ぶにしても、また、新たにこう気持ちを確かめて、しっかりとこう方針を確かめて、また、そこに進んでいくというふうに、ということの、我々の協議の中であつたもので、その、もし大学側からそういうことがあれば、また、受入はしますけれども。また、こちらも、また、大学側が求めるように、こちら東北福祉大と協定を結んで、やはりこうメリットというものがなければ、やはりそういうのは進ま、進んでいかないと思いますので、今後、しっかりとまたそこを協議しながら、進んでいきたいと思っております。

○1番（倉本富夫君）

次に、沖縄県との平和交流事業のことなんですけれども、去年、また、遺留碑建立の、船越海岸の方でいろいろと学生、小学生じゃない、沖縄県の子供たちが来て、宇検村の子供と、また、交流、対馬丸のことについて、いろいろと話とか、勉強とかしたと思うんですけれども、今後また、本当にそう、お互い、いろいろな情報をこう、情報を交換しながら、もっとなんかよりよい交流が

できるように、本当に取り組んでももらいたいと思っているんですけども、一応、どういう感じで考えているのかというのを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。平成30年からですね、交流事業が始まっております。2年、3年とコロナ禍で中止とはなっておりますが、昨年からの事業も再開しております。8月の20日の日、社会福祉協議会のホールの方で座学をやって、そのあと、船越の慰霊碑の方に移動して、ファシリテーターの方の話を子供たちに聞いていただきました。その当時ですね、沖縄県の出席者が30名で、生徒・児童が16名。保護者の方が14名。始まった当初は、沖縄県と宇検村、直の事業でしたが、昨年からの沖縄県の提案で、遺体とか生存者があがった隣の大和村、瀬戸内町も含めた形での会の開催となっております。来年度に関しましても、沖縄県から7月に事前学習ということで、沖縄から、沖縄県から委託された業者が来られて、宇検村の子供たちに事前学習をしてもらう。8月に、また、沖縄から児童・生徒、保護者の方々が見えられて、沖縄県の子たちと宇検村、大和村、瀬戸内町の子供たちと、今、沖縄県と話しているのは、来年度は宇検村、奄美大島側にも保護者に参加してもらって、平和について一緒に学んでももらいたいというのがありまして、来年度はちょっと趣向を変えたような形で実施を計画しております。あと、今後になんですけども、村長の施政方針にもあったとおり、相互にですね、行き来して、学べる環境づくりがつかれるよう、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○1番（倉本富夫君）

はい、その周りの3市町村にも話、持って行って、交流、お互いに沖縄県の方たち、子供とかと交流しているということなんですけれども、一般の方とかはいらっしゃるんですか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

始まった当初から、一応、宇検村の子たちは児童・生徒のみで、保護者の方の参加はなかったんですけども、昨年、数名の方が見には来られていました。その研修自体には参加はされていないんですけども、ちょっと周りの方から見ている保護者の方が数名いらっしゃいました。以上です。

○1番（倉本富夫君）

今、ウクライナ、ロシアがちょっと戦争をやっているんですけども、小・中学生、高校生、あと、やっぱり大人になってもそういうことがよく分からないという、よく分からないというか、あまり考えていないと思うんで、そういうのは、やっぱり年代、幅広く、いろいろな年とかの人たちにも、やっていけたらなという思いがあるんですけども、今後、また、小・中学生とか以外の方々にも、幅広くやっていってもらいたいと思います。

これで、僕の質問を終わりたいと思います。

○議長（杉浦治俊君）

これで、1番、倉本富夫君の質問を終わります。

暫時休憩します。開会は2時15分とします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時15分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、保池穂好君。

○3番（保池穂好君）

議場の皆様、こんにちは。令和5年第1回定例会に先立ち、所見を申し上げます。

1月22日に行われました世界自然遺産シンポジウム。宝塚歌劇団、東京大衆歌謡楽団、大島高校ダンス部、シンポジウムトークセッション、阿室小・中の発表、のど自慢大会、そして、打ち上げ花火。更にはリュウキュウアユの提供等、村民と村からのお客さん、皆さんで記念イベントをできたことを嬉しく思うところです。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

まずはじめに、鹿児島県観光統計資料によりますと、奄美大島への入込客数、平成26年、39万3,654人から、令和元年に53万349人と約1.3倍に増えたのち、令和2年に新型コロナウイルスによる影響で31万3,838人まで落ち込みましたが、令和3年12月には、一番入込客数が多い令和元年の水準まで回復しました。このことから、今後も本村での観光客増加による経済効果は期待できると考えております。基本方針1について。QRコードやキャッシュレス決済の販売促進を図るとありますが、村内では併せてカード決済も必要と考えます。キャッシュレス決済はカードも含んでいるとは思いますが、以前からお願いしていますので、今後の普及活動を伺います。

2点目に、宇検村官報、観光基本計画が今月末策定となっていて、村民総意の観光計画とありますが、どのような内容か。また、総意とはどういった意味か、伺います。

3点目に、地積測調査で航空レーザー測量を図るとあるが、どのようなもので、その費用と具体的な内容を伺います。

4点目に、定住促進空き家活用事業とありますが、以前の説明では、調査の結果、改修するより、新築で整備した方がよいとの判然でしたが、具体的な内容を伺います。

5点目に、不感地域対応について、県や携帯キャリアと連携し、最善の対応策を検討中とあるが、現在の内容はどうなっているか、伺います。

このあとは、通告席にて再質問を行います。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの保池穂好君の質問に対して、答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

それでは、保池議員のご質問にお答えいたします。

まず、基本方針についての1点目の、基本方針1についての①QRコードやキャッシュレス決済の販売促進を図るとあるが、村内では併せてカード決済も必要と考えるがとのご質問ですが、現在、村内事業所等のクレジットカード及びキャッシュレス決済につきましては、宿泊施設、飲食施設、ガソリンスタンド等をはじめ、導入済みの事業所もありますが、個人商店等につきましては、村内利用者の電子クレジット決済利用の普及率や決済後の売上の入金に係る日数及び手数、決済手数料の発生等により、進んでいないのが現状であります。今後、世界自然遺産登録による島外からの来客者も増えることも予想されますため、予想されるため、電子レジ及びカードリーダーの導入に係るIT補助金の申請、事務等につきましては、村商工会とも連携し、対応していきたいと考えております。

次に、②宇検村観光基本計画が4年度に策定、村民総意との観光計画とあるが、どのような内容か。また、総意とはとのご質問ですが、世界自然遺産登録の効果が一過性にならないために、令和4年度、宇検村観光基本計画の策定に取り組みました。宇検村観光の産業化を図ることが目的ですが、奄美大島内における宇検村の立地や資源、更には各集落ごとの立地や資源等から、将来を考察し、ターゲットの明確化やKGIの設定を行うものであります。村民総意の観光計画書を策定することは、村全体での観光受入体制を構築することとなり、観光者も地元も、観光や環境保全への意識の醸成となると考えます。事業実施に当たり、関係機関並びに集落への聞き取り調査を行っております。観光物産関係者並びに歴史、文化有識者、14集落の代表者、連合青年団、地域おこし協力隊など、各方面からの意見を取りまとめ、集約することで、村民総意の観光計画と捉えております。

次に、2点目の基本方針2についての①地籍調査事業で航空レーザー測量の公立かを図るとあるが、どのようなもので、その費用と具体的な効果はとのご質問ですが、航測法についてですが、山村部における地籍調査は土地所有者の高齢化や不在、管理の低下による山村の荒廃等に伴い、現地に入って調査を行う従来の方法での実施が困難になってきており、また、急傾斜地での現地立ち合いや測量作業では、怪我等、リスクも懸念されているため、航測法を用いた地籍調査の導入により、手間と時間がかかる現地立ち合いや測量作業の負担軽減等が図られ、地籍調査の効率化につながると考えております。

次に、②定住促進空き家活用事業とあるが、以前の説明では、調査の結果として改修するより新築で整備した方がよいとの判断でしたが、具体的な内容はとのご質問ですが、空き家の利活用については、国の小規模住宅改良事業制度を活用し、平成15年から改修を行ってまいりました。2分の1の補助はあるものの、老朽化の激しい物件は改修にかなりの費用がかかり、20年の契約期間内でも維持管理費が発生するなどの経費の観点から、令和元年度で事業を終了しております。令和5年度から行う、定住促進空き家活用事業は、同じく2分の1の補助事業ですが、改修費用上限が400万円となっております。更には、改修の対象物件は10年間、村に無償提供することを条件に、各集落から情報をいただき募集をしたところ、6件の申請がありました。定住促進空き家活用事業申請には、年度

内に3戸以上の空き家整備が要件となっており、申請物件を調査したところ、条件に当てはまる物件がちょうど3戸あったため、2月2日の宇検村空き家等対策協議会で承認をいただき、令和5年度に予算計上をさせていただいております。また、令和6年度からは奄振交付金でも移住及び定住等の促進に関する事業も追加検討されており、空き家の改修事業も対象となるため、今後も適した事業を選択しながら、住環境整備を展開してまいります。

次に、③不感地域対応について、県や携帯キャリアと連携し、最善の対応策を検討中とあるが、現在の内容とはのご質問ですが、不感地域の対応については、携帯電話エリア整備事業により解消すべく、携帯電話会社と実現に向け交渉を行っており、具体的にエリアの電波調査に入っております。同時に、補助率の関係から、複数社に事業への参画を説明依頼しているところであります。スケジュールにつきましては、基地局設置場所によっては環境省との調整も必要となってくるので、電波調査の結果を待って、概要が、概略が見えてくると考えております。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○3番（保池穂好君）

まず、そのQRコード、キャッシュレス決済の件についてなんですけれども、いろいろこう課題があるというところで、売上の入金にかかわる日数とか、決済手数料の発生等で進んでいないのが現状ということなんですけれども、このキャッシュレスカードを含めですね、QRコードももちろんそうですが、導入することによって、売上が1.2倍増加するというような報告があります。こういうことも踏まえたら、やはり観光客においてはですね、現金はある程度持ち歩いているんでしょうけれども、本当はもっといっぱい買いたいのに、現金が少なかったから、やっぱり購買する意欲がちょっと下がってしまって、意欲が下がって消費が落ちてしまうと。だけど、カードがあると、やっぱり観光に来ていると、僕なんかもそうですが、なんでも結構買っちゃう、なんか太っ腹になってですね、ような傾向があるんじゃないかなというふうに思うので、こういったことをしっかりと説明して、進めて行く。また、1回だけじゃなくてですね、何回も何回も通って、進めていただきたいというふうに思うんですけれども、この点については、いかがお考えでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい。もうまさに議員さんがおっしゃるとおり、環境、観光客の立場とすれば、今はなかなか現金を持たず、カード決済という方が多いかと承知しているところです。今、ケンムンの館が観光客の拠点施設ということで動きだしているので、ケンムンの館を中心に早急に整備を進める必要があるとは強く思っています。早々に、検討をして、導入するということを目標に取り組んでいきたいと思えます。

○3番（保池穂好君）

村内に事業者がどんだけあって、今、その、どんぐらい導入しているか、もしお分かりでしたら、お答え願います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

商工会の方に確認をしたところ、平成30年と令和2年に事業、そのキャッシュレス決済導入の説明会等を行い、その説明会に参加された事業所に関しては、もうほぼ導入を進んでいるということです。先ほど、村長の答弁でもありましたが、ガソリンスタンド、そして、宿泊施設、そういったところに、高額のやっぱり金額をこう取り扱う事業者に関しては、導入しているところもあります。やっぱり各集落の小さな売店だとか、商店に関しては、村内で利用されている方も、実際に人数だとか、そういった毎日の売上だとか、そういったところで、やっぱり現金が入って来ないというところに関して、やっぱり、今のところ、導入を考えているという事業所が多いということ聞いております。

○3番（保池穂好君）

すいません、私が先ほど聞いたのは、村内での事業者数ですね、商店とかの中での事業者数で、その中でどんぐらい導入されているか、もし把握されていたら、教えていただきたいです。

○産業振興課長（柳 栄治君）

具体的な事業者数と導入数の方は、確認ができておりません。

○3番（保池穂好君）

母数をしっかりと把握してですね、何%、こう、導入率が上がっていったというような、こう、しっかりとした数字を、今後、持っていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

次にですね、宇検村観光基本計画のことなんですけれども、私も本当にこの宇検村が発展するには、この観光がすごく大事だなというふうに考えております。観光客が来ることによって、既存の事業所も反映することができますし、農業も、わざわざ送らなくても、来ていただいて販売することができるし、そしてまた、観光客が来ることによってですね、また、新たな事業も展開されていて、働く場所も増えていくんじゃないかなというふうに考えておりますので、この観光に、ことは、本当に大事な産業だと思いますし、今後とも積極的、繁栄してほしいなというふうに思うところなんですけれども、将来を考察し、ターゲットの明確化、KGIの限定を、設定を行うものということなんですけれども、このこと、もし、もっと詳しくお話をお伺いできたらと思うんですが、よろしく願いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

まず、この計画を作成するに当たり、関係機関及び集落住民への聞き取り、そして、資源の発掘と問題点の整理というところから始まっております。14集落ある中で、地理的条件も違いますし、年齢層も違います。観光産業となり得る集落もありますし、今のまま、こう生活をこう過ごしていきたいという集落もあります。飲食店があるところもありますし、宿泊施設があって、飲食施設はないとか、いろんな問題点がある中で、それぞれの集落に寄り添った、そこに特化した観光客のターゲットというのは、やはり必要かなと思ひまして、そういうターゲットを絞るという作業を最初

に行っております。目標数値というのは、今、一番数値でこうカウントしやすいのが、観光拠点施設のケンムンの館の来訪者、来村者というのが、一番のカウントしやすい、目標数値が取りやすいので、3万8,000人から、将来、2年後ですか、4万人と、そういう数値を目標にあげて、それぞれの経緯をこう考察していく予定となっています。目標数値というのは、今はこう、来村者というカウントなんですけれども、そのほかに体験メニューのプログラムの数であったり、特産品の数であったり、そういうのもいろいろカウントする目標数値というのも、今後、生まれてくるかと思いますが、まずはそういう形でスタートしていきたいと思っています。

○3番（保池穂好君）

進めていく上で、村がする、その基本計画と、何て言うんですかね、観光客を呼び込む手法というのを、村民の観光産業の方々のすり合わせというのが、やっぱり必要なんじゃないかなというふうに、これは思うんですけれども。もちろん、ここでアンケートしていますので、ある程度はできていると思うんですけれども、この先が、また、いろいろ連携しながらやらんばいかんちゅうところで、そこら付近は、今後、どうやっていくか、よろしくをお願いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

この観光計画が作成されて、冊子になったので終わりではなく、また、来年度、再来年度も引き続き、この観光産業に向けて、確立に向けて、計画を進めて行く予定にはしております。

○3番（保池穂好君）

分かりました。本当に期待しておりますので、今後も住民と連携して頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いします。

次にですね、地籍調査の航空レーザー測量というところなんですけれども、令和5年度の予算で、ドローン購入費が見られたと思うんですけれども、ドローンを使う航空測量というような認識でよろしかったですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

ドローンの購入に関しましては、この地積測量の航空測量に関するものではなく、森林整備に関する購入でございます。

○3番（保池穂好君）

はい、分かりました。ここに書いているとおりですね、作業の方から、怪我のリスク等もいろいろ聞いておりますので、大変大事なことだとは思いますが、この航空測量で伐採とかしなくても、こうしっかりとできるのか、ちょっと懸念されるのかなというふうに思ったんですけれども、その点については、どうなっているか、教えてください。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。航空法というのは、航空写真や航空レーザー測量といって、こう断面を写真から読み取った、高度なリモートセンシングデータが活用されるので、現在、導入されているところに関しましても、そのデータを基に現地で立ち合いをするというのは、本当に1%、2%、あるかない

か。ほぼ、そういつて、あがってきたデータに関しては同意をいただいているという情報を得ております。

○3番（保池穂好君）

ということは、いままで伐採とか草刈りとか、いろいろされていたと思うんですけども、そういったことがなくなって、ちょっと言い方は悪いですけども、村民の雇用がなくなるというような認識でよろしかったですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

1筆の細かい杭を打つという作業はなくなるんですが、やっぱりあざかいを決めたり、集落の境界を決める際には、どうしても現地で立ち会うということが必要になってきますので、雇用がその分、減るということは、今のところ、考えておりません。

○3番（保池穂好君）

分かりました。リスクが減って、雇用が減るではないということでしたので、大変いいんじゃないかなと思いました。ありがとうございます。

次にですね、定住促進の空き家活用事業なんですけれども、一応、説明、いただいたんですけども、当時の説明では、新築で建てた方がいいという、費用対効果、いいという結果だというふうに、僕は認識しているんですけども、今、改修費用も100万円落ちていますし、材料も高騰している中、それで、改修したあとですね、ちゃんと住めるものが造れるのかなというふうなふうにちょっと思ったんですけども、その点に関しては、いかがお考えでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

こちらの方は簡易な設計を入れていただいて、上限の400万で納まるかというのは、現地を調査をして、設計をもって確認をしているところです。実際に400万で納まるということで動いているので、その方向で取り組んでいきたいと思えます。

○3番（保池穂好君）

この答弁書によりますと、また、新たな奄振交付金でもですね、移住及び定住等の促進について、追加されるということなので、補助金等を有効活用してですね、みんなが満足できる空き家改修に努めていただきたいなと思えます。私の方からもですね、前、ここの空き家を進めてやった方がいいんじゃないかというような意見は多数来ていましたので、それでしっかりとなるのであれば、やってもらいたいなと思えます。

もう1点、ちょっと質問なんですけれども、先ほど、同僚議員が質問の中で、区長さんから要望があった中、みたいなことで答弁されていたと思うんですけども、村の方では、全集落、もう一度調査して、住めるところを探したではなくて、区長さんから要望があったところしか調査していないというような認識でよかったですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

区長さんから要望というよりは、区長さんに下ろして、10年間の無償貸与をしてくれる物件があ

るかどうかというのを調査していただきまして、その対象物件をあげていただきました。先ほど申し上げたように、各集落からあがってきた6件の物件のうち、3戸が対象となるということで、空き家等対策協議会の中で、委員の皆さんに審査をしていただき、決定した3件となっております。

○3番（保池穂好君）

6件のうち、3件ということなんですけれども、今後、この空き家改修事業が、また、ほかの集落からあがってくる可能性は低いというような感じなんですかね。

○企画観光課長（辰島月美君）

条件の400万で納まるであろう改修と、10年間、無償貸与をしていただける物件という、その条件に合った対象物件というのは、今後、少なくなるのではないかと考えてはおります。

○3番（保池穂好君）

区長さんに下ろして、400万で納まるだろうということだったんですけれども、恐らく業者が入ってちゃんと見積もりしていないんじゃないかなというふうにちょっと感じたんですけれども、その点は、しっかりとした見積もり、根拠があつての話なのか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○企画観光課長（辰島月美君）

設計の方に入っていて、確認をしていただいています。

○3番（保池穂好君）

今後、やっぱり自分の住んでいる集落にも、また、来てほしいなというような思いがあるんですけれども、そういった場合には、役場に行ったら、しっかりと身に来ていただけたりとか、もちろん、区長さんを通してですが、話して、そういったことも可能か、ちょっとお伺いしたいと思います。

○企画観光課長（辰島月美君）

できるだけ多くの対象の物件があればいいとは、本当に望んでいるところです。なんせ、空き家というか、居住不足というか、住む場所が少ないというのは、大変問題になっているところですので、早急に取り組んでいきたいところなんですけれども、今回は上限が400万という部分で事業を展開していますが、400万じゃやはり納まらない物件の方が多分多いかと思います。ですから、事業のこう入替えをして、この事業じゃこう対象にならないので、今度は500万、600万の上限のある奄振事業に展開していくのか。若しくは、また、別のパターンを探すのかという、よりよい事業をこう模索しながら、できるだけ多くの物件の対象、多くの物件が対象になるような事業で展開できていければと思っています。

○3番（保池穂好君）

家賃についてですが、以前は何割かを家主さんに、何でしょう、あと残り3分の2でしたかね、を役場の方に払っていただくというふうな感じだったと思うんですけれども、今回は無償で提供で10年間。その、改修費用、家賃はどうなるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○建設課長（栄 平四郎君）

家主さんとの契約も、今から行っていくんですけども、その中で無償貸与という部分では、家賃は発生しないということを承諾していただいたの改修になっています。家賃は役場、若しくは不動産屋さんに仲介をお願いして、収入を得るといふ形になるんですけども、10年後は400万かけてきれいになったといふか、ある程度の改修が終わった状態で家主さんにお返しをする。あとは、その家主さんと、その、そこを借りている方との直接のやり取りの中で家賃が発生していくといふ感じになっています。

○3番（保池穂好君）

期間のことなんですけれども、10年しか住めないってなると、出て行く、出て行くじゃないですけども、こともちょっと頭に、なかなかちょっと住みづらいのなかなか。お試し期間で住むぐらいいたらいいんじゃないかなと思うんですけども、ちょっと期間が短いんじゃないかな。それで、ちょっと住んでくれる人が躊躇するんじゃないかなといふふうなことも考えられるかなと思いましたが、その点については、いかがお考えでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

役場が直接、家主さん等のやり取りをして賃貸契約をするといふのも、ちょっとなかなか難しいので、今、不動産屋さんが空き家等対策協議会の中に入っています。やはり仲介を立てて、民間の方が契約をしていくといふ形が望ましいので、そちらの中間の間に、どういふ経費が発生するかは、ちょっと今からの検討課題になっていきますけれども、極力、借りた方がそのあとも借りたいといふのでしたら、そういう契約がもちろん望ましいし、そういう中間のやり取りの役割を担っていただきたいんですけども、ケースバイケースで、どういふことが今からこう問題が起きるか分かりませんが、取り敢えず、これを、10年間無償貸与といふことの決まりの中で、こうちょっと進めさせていただければと思います。

○3番（保池穂好君）

分かりました。私の方にもですね、本当に空き家がないかといふ問い合わせ、あったりして、宇検村に住みたいといふ方が増えてきているといふふうに感じていますので、是非、頑張ってください、宇検村に定住していただくように頑張ってくださいなといふふうに思います。

次にですね、不感地域対応についてなんですけれども、現在、こう携帯電話会社と実現に向け、交渉を行っておるといふことですが、大きな課題としてはですね、どういふことが挙げられるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。今、調査中ですが、やはり課題としましては、そのエリアですね、つながるエリアをなるべく多い、全線、赤土山に上る全線に持って行くように、今からこう、実験をしてやっていくのが課題と思っています。どうしてもこう、難しい部分もございまして、3月から4月にかけて、この大手携帯会社がですね、疑似電波発射実験といふのをやりますので、それ

でもって、その課題に向けてですね、解決に向けて、進んでいく予定であります。

○3番（保池穂好君）

具体的になんか進んでいるなというふうなのを、すごく、今、感じましたので、感謝申し上げたいと思います。

もう1点なんですけれども、私の方では、主に赤土山でのことを言いましたが、村内でもこう、集落内でもですね、携帯会社によれば電波が悪いところが見受けられますけれども、どこの携帯電話がどこどこ入らないとか、そういったことは、全集落とか、村道、県道、そういった点は把握していらっしゃるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○総務課長（原田俊昭君）

総務課の方では、防災関係、特にやっておりますが、名柄の方が、非常に電波が悪いというのを把握しておりまして、名柄の学校が避難所になっておりますので、そこら辺、大手の会社の方に連絡を取って、実際、調査にも入ってもらって、今、進めている段階です。あとのこまごまございますが、今、言ったように、避難所とか、集落関係を特に進めています。途中途中、あるのは承知はしておりますが、まずは利用の多いところから進めているということでございます。

○3番（保池穂好君）

もう村内、住民はもちろんですけれども、観光客も含め、この携帯というのは、もう本当、皆さん持っているものですので、更に早期にですね、設置して、皆さんが快適に過ごせるようにしていただきたいと思います。

改めてですけれども、先ほどですね、3月から4月に疑似電波を飛ばして調査に入るということでしたので、本当にちょっと進めていただいたなというふうにも実感できましたので、改めて、感謝を申し上げて、3月議会一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（杉浦治俊君）

これで、3番、保池穂好君の質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

○事務局長（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午後 2時48分

令和 5 年第 1 回宇検村議会定例会

第 3 日

令和 5 年 3 月 1 6 日

令和5年第1回宇検村議会定例会会議録
令和5年3月16日(木曜日)午前9時30分開議

1. 議事日程(第3号)

- 日程第1 議案第1号 令和5年度宇検村一般会計予算について
- 日程第2 議案第2号 令和5年度宇検村国保事業特別会計予算について
- 日程第3 議案第3号 令和5年度宇検村国保施設事業特別会計予算について
- 日程第4 議案第4号 令和5年度宇検村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第5号 令和5年度宇検村農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第6号 令和5年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第7号 令和5年度宇検村介護保険事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算について
(以上8件一括上程・委員長報告・討論・採決)
- 日程第9 議案第16号 宇検村過疎地域産業振興促進条例の制定について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第17号 宇検村へき地集会所の設置及び管理に関する条例の廃止について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第11 議案第18号 宇検村防災会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第19号 田検小中学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第13 議案第20号 宇検村職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第14 議案第21号 宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第15 議案第22号 宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第16 議案第23号 宇検村過疎地域持続的発展計画の一部変更について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第17 議案第24号 大島地区衛生組合格約の変更について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第18 発議第1号 宇検村議会の個人情報保護に関する条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第19 議員派遣の件について

○日程第 20 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○日程第 21 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○閉会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	倉本富夫君	2番	壽山新太郎君
3番	保池穂好君	4番	海原隆家君
5番	肥後充浩君	6番	吉永常明君
7番	喜島孝行君	8番	杉浦治俊君

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 松井学君 書記 楠田綾香君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村長	元山公知君	企画観光課長	辰島月美君
副村長	植田稔君	教育委員会事務局長	藤貴文君
教育長	村野巳代治君	建設課長	栄平四郎君
総務課長	原田俊昭君	住民税務課長	柳百々代君
保健福祉課長	保枝力人君	産業振興課長	柳栄治君
会計課長	小松洋仁君		

△ 開 会 午前9時30分

○事務局長（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

- △ 日程第6 議案第1号 令和5年度宇検村一般会計予算
- △ 日程第7 議案第2号 令和5年度宇検村国保事業特別会計予算
- △ 日程第8 議案第3号 令和5年度宇検村国保施設事業特別会計予算
- △ 日程第9 議案第4号 令和5年度宇検村簡易水道事業特別会計予算
- △ 日程第10 議案第5号 令和5年度宇検村農業集落排水事業特別会計予算
- △ 日程第11 議案第6号 令和5年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計予算
- △ 日程第12 議案第7号 令和5年度宇検村介護保険事業特別会計予算
- △ 日程第13 議案第8号 令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、議案第1号、令和5年度宇検村一般会計予算についてから、日程第8、議案第8号、令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算についてまで、以上8件を一括議題とします。

本8案について、審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（肥後充浩君）

場内の皆様、おはようございます。令和5年度宇検村一般会計、特別会計予算審査報告をいたします。

令和5年第1回定例会において、本委員会に付託されました令和5年度一般会計予算及び7特別会計予算について、審査の結果を報告いたします。

審査の概要を申し上げます。全員で構成する予算審査特別委員会に付託された議案8件は、3月8日から10日までの3日間において行われました。一般会計予算及び特別会計7件、国保事業、国保施設事業、簡易水道事業、農業集落排水事業、漁港漁村集落排水事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業の歳入歳出予算について審査いたしました。

村民の福祉向上、地域の活性化と住民生活の安心・安全と広く客観的に村民全体の立場に立った上で、公正・公平な予算計上がなされているかを重点に審査した結果、原案のとおり全会一致で可決いたしました。

審査の詳細について、以下報告いたします。

一般会計予算についてですが、歳入歳出予算総額は33億4,248万7,000円と、前年度に対し8,972万9,000円増額で、前年度対比2.76%の増額予算となっている。

歳入の主な内訳は、自主財源の村税は1億2,955万5,000円で、前年度対比3%の減となっており、繰入金金が5億7,772万9,000円で、前年度対比6.8%増額予算となっている。本年度も基金からの繰り入れによつての予算編成である。新たな自主財源増の施策方針が求められている。更なる財政健全化による行財政運営を強く望む。

歳出の主な内訳の性質別の割合は、義務的経費は43%、投資的経費は14%、その他43%、公債費は前年度より2,300万円増額計上されており、今後も増加傾向が予想される歳出予算を圧迫している現状である。今後とも公債費削減は基より、財政健全化を念頭に自主財源の増加や公債費負担比率を改善する努力を望む。

次に、特別会計予算についてですが、7特別会計歳入歳出総額12億547万2,000円、前年度対比19.2%、1億9,412万7,000円の増額予算となっている。

国保事業は前年度対比2.9%の増となっており、国保施設事業は診療所建設に伴い287.2%増となっている。事業の執行に当たっては事業計画全体を作成し、予算計上を求める。簡易水道事業は前年度比36.1%の減、農業集落排水事業は6.6%減、漁港漁村集落排水事業は1.7%増で、令和6年度公営企業会計の適用に向けて引き続き財政健全化の取組を求める。

特別会計は一般会計からの繰り入れで維持運営されており、いまだに一般会計を大きく圧迫している現状である。特に漁港漁村集落排水事業は維持管理費も拡大することが懸念され、今後の重要な課題である。

次に、委員からの主な意見、質疑を申し上げます。

空き家対策事業の家賃について、これまでの小規模住宅に住んでいる人との不公平がないよう、家賃設定をしてほしい。元気の出る公社の作業については、むらのない人員配置で円滑に事業を実施していただきたい。ブランド確立事業については、マンゴー、パッションに関して明確な基準を設定するため、早めに協議を求める。工事請負については、村単独事業だけではなく補助事業等、有利な方法を検討すべき。ゆいの館の使用料については、無料ではなく、今後、有料の検討を求める。陸上競技場のグラウンド整備について、改修も含めた前向きな検討を望む。診療所建設について、建設予定の診療所だけでなく、全体計画を早めに示していただき、議会にも情報共有を求める。その他の件については、後ほど意見書として提出いたします。

審査の結果といたしまして、令和5年度一般会計予算は前年度対比2.7%増額予算となっており、保健・医療・福祉の充実に努め、観光連携施設を中心とした観光の促進、農業の振興、交流人口の促進を図る予算案であると考えている。しかし、本年度も基金からの繰り入れによる予算編成がなされ、依然として自主財源が乏しく、依存財源に頼っている状況の中、早急に財政健全化の行政運営に取り組むべきである。村民の福祉向上に努め、時代の変化に伴い発生するさまざまな課題に迅速に対応する柔軟性のある行財政運営に、職員一丸となって取り組むことを強く望む。

本予算審査特別委員会に付託されました令和5年度宇検村一般会計予算及び7特別会計予算は、全会一致で可決するものと決定いたしました。

最後に、当局は本特別委員会の指摘と提言、意見書を真摯に受け止められ、今後の行財政運営に速やかに対処していただくよう切望し、令和5年度予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（杉浦治俊君）

以上で、委員長の報告を終わります。

ただいま委員長報告がありましたが、全員で構成する特別委員会で3日間にわたり慎重に審査が尽くされておりますので、議案第1号から議案第8号までの委員長に対する質疑は省略したいと思います。

これから、一括して討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号、令和5年度宇検村一般会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

議案第1号、令和5年度宇検村一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第2号、令和5年度宇検村国保事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

議案第2号、令和5年度宇検村国保事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第3号、令和5年度宇検村国保施設事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

議案第3号、令和5年度宇検村国保施設事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第4号、令和5年度宇検村簡易水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

議案第4号、令和5年度宇検村簡易水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第5号、令和5年度宇検村農業集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

議案第5号、令和5年度宇検村農業集落排水事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第6号、令和5年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

議案第6号、令和5年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第7号、令和5年度宇検村介護保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

議案第7号、令和5年度宇検村介護保険事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第8号、令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

議案第8号、令和5年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第16号 宇検村過疎地域産業振興促進条例の制定について

○議長（杉浦治俊君）

日程第9、議案第16号、宇検村過疎地域産業振興促進条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、議案第16号について提案理由のご説明をいたします。

議案第16号は、宇検村過疎地域産業振興促進条例についてですが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の改正に伴い条例を定めるもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

それでは、少し一つだけ、これは具体的に何かほかの企業とか、そういったのを持って来て、それに対してこの条例が必要になったということで制定にしたのか、その辺はどうでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

これは、令和4年の12月に政府税制が改正されたことに伴っての条例の変更なんですけれども、奄美大島に奄振、離島でついているその法律と過疎地域、重複する部分を過疎地域に一本化するという感じの税制の条例の改正になります。

○5番（肥後充浩君）

では、特別に企業が入って来るために、その企業を誘致するためにはどうしても必要だからということではなくて、全体的な群島全体が国からの全体的な流れでこの条例を制定するというgood thingいいんですね。

○企画観光課長（辰島月美君）

今まで適用していた奄振と過疎地域に分かれていた部分を過疎地域に一本化するというgood thingことで、議員さんがおっしゃるとおりです。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号、宇検村過疎地域産業振興促進条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第16号、宇検村過疎地域産業振興促進条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第17号 宇検村へき地集会所の設置及び管理に関する条例の廃止について

○議長（杉浦治俊君）

日程第10、議案第17号、宇検村へき地集会所の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第17号について提案理由のご説明をいたします。

議案第17号は、宇検村へき地集会所の設置及び管理に関する条例の廃止についてですが、この条例により管理するへき地集会所が無くなったことにより条例を廃止するもので議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第17号、宇検村へき地集会所の設置及び管理に関する条例の廃止についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第17号、宇検村へき地集会所の設置及び管理に関する条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第18号 宇検村防災会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第11、議案第18号、宇検村防災会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第18号について提案理由のご説明をいたします。

議案第18号は、宇検村防災会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてですが、新たに屋鈍防災会館を加えるため、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号、宇検村防災会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第18号、宇検村防災会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第19号 田検小中学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第12、議案第19号、田検小中学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第19号について提案理由のご説明をいたします。

議案第19号は、田検小中学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例についてですが、調理等の業務を一括処理する施設として名柄小中学校を加えるため、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号、田検小中学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第19号、田検小中学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第20号 宇検村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第13、議案第20号、宇検村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第20号について提案理由のご説明をいたします。

議案第20号は、宇検村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、地方公務員の育児休業等に関する法律による育児短時間勤務の承認を受けた職員の1週間当たりの勤務時間に関する条文を加えるため条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号、宇検村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第20号、宇検村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第21号 宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第14、議案第21号、宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第21号について提案理由のご説明をいたします。

議案第21号は、宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、地方公務員の育児休業等に関する法律による育児短時間勤務の承認を受けた職員の給料月額算出に関する条文を加えるため、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号、宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第21号、宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第22号 宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第15、議案第22号、宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第22号について提案理由のご説明をいたします。

議案第22号は、宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてですが、別表第1中情報公開審査会、個人情報保護審査会委員等の報酬額の改定と同表中に新たに委員を加えるため条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号、宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第22号、宇検村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第23号 宇検村過疎地域持続的発展計画の一部変更について

○議長（杉浦治俊君）

日程第16、議案第23号、宇検村過疎地域持続的発展計画の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第23号について提案理由のご説明をいたします。

議案第23号は、宇検村過疎地域持続的発展計画の一部変更についてですが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項において定めた計画の一部を変更するため、条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号、宇検村過疎地域持続的発展計画の一部変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第23号、宇検村過疎地域持続的発展計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議案第24号 大島地区衛生組合格約の変更について

○議長（杉浦治俊君）

日程第17、議案第24号、大島地区衛生組合格約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第24号について提案理由のご説明をいたします。

議案第24号は、大島地区衛生組合格約の変更についてですが、地方自治法第287条の3第1項の規定により、議決の方法に特別の規定を設けるため、規約の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号、大島地区衛生組合格約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第24号、大島地区衛生組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 発議第1号 宇検村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（杉浦治俊君）

日程第18、発議第1号、宇検村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（吉永常明君）

発議第1号について、提案理由の説明をいたします。

個人情報保護に関する法律の施行に伴い、当議会においても新たに条例の制定の必要があるため、会議規則第14条の規定により提案するものであります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、発議第1号、宇検村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

発議第1号、宇検村議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 議員派遣の件について

○議長（杉浦治俊君）

日程第19、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

お手元にお配りしてありますとおり、本村議会議員の派遣をすることにしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、お手元にお配りしてありますとおり、本村議会議員を派遣することに決定しました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合には議長に一任していただきたいと思いを。

△ 日程第20 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（杉浦治俊君）

日程第20、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

総務文教常任委員長及び建設経済常任委員長から所管事務調査のうち会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした所管事務調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

それぞれの委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（杉浦治俊君）

日程第21、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしてあります本会議の会期日程と会議の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回宇検村議会定例会を閉会します。

○事務局長（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

閉会 午前10時08分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宇検村議会議長

宇検村議会議員

宇検村議会議員